

SHIGA GUARANTEE REPORT 2023

滋賀県信用保証協会レポート



きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



CONTENTS

■ ごあいさつ	2
■ 滋賀県信用保証協会の概要	3
■ 経営計画・事業計画	5
令和5年度経営計画	
第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)	
■ 令和4年度の主な取り組み	9
創業支援	
経営支援・再生支援	
令和4年度の主な活動	
SDGsアクションプラン	
サステナビリティレポート	
■ 信用保証の概要	21
信用保証制度のしくみ	
信用保険制度のしくみ	
ご利用いただける方	
信用保証料	
主な保証制度	
責任共有制度のしくみ	
■ コンプライアンス	28
コンプライアンス態勢	
個人情報保護宣言	
反社会的勢力等の排除	
■ 組織体制	32
役員名簿	
組織機構図	
事務所のご案内	
■ 令和4年度業務実績	35
主要数値の推移	
各種保証状況(金融機関群別、制度別、業種別)	
市町別保証利用企業者数	
収支計算書	
貸借対照表	

ごあいさつ

理事長 西嶋 栄治



当協会の業務運営につきましては、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、当協会の業務内容や事業計画、決算等を掲載したディスクロージャー誌「滋賀県信用保証協会レポート2023」を作成いたしました。本誌を通じて、より多くの皆さまに信用保証制度や当協会の取り組みについて、ご理解を深めていただければありがたく存じます。

さて、新型コロナウイルス感染症の流行から3年以上が経過し、5月8日より感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、経済活動が平時に戻りつつある中、国内景気は緩やかに回復しています。一方で、長引く物価高騰等の影響に加えて増大する借入金返済の問題等多くの課題を抱えている中小企業・小規模事業者はまだまだ厳しい経営状況にあるため、今後も資金繰りへの影響に注視していく必要があります。

こうした中、当協会では昨年4月に設置した「経営相談チーム」を中心に引き続き先手を打った経営支援を実施するとともに、「伴走支援型特別保証」を活用した借換提案、外部専門家派遣等を通じた経営改善支援、事業計画策定支援、計画策定後のフォローアップ等、当協会を起点とした個社ごとのプッシュ型支援を金融機関や中小企業支援機関と連携して取り組んでまいりました。

また、政府は昨年12月に経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるために「経営者保証改革プログラム」を策定しました。当協会においても、今年3月に創業期に経営者保証を非徴求とする「スタートアップ創出促進保証」を創設し、さらに6月には「財務要件型無保証人保証割引制度」を創設するなど、信用保証制度で一步前に出た取り組みを進めています。

当協会のデジタル化への対応では、昨年4月に設置した「デジタル推進本部」を中心に、紙文書の電子化・電子決裁・ペーパーレス会議等のデジタルインフラの整備を進めるとともに、定例業務を自動化するRPAシステムの導入や中小企業の皆さまへのDX支援に取り組んでまいりました。今年度は、保証業務の電子受付システムの運用を一部で開始するなど、引き続きデジタルインフラの整備を進めるとともに、中小企業者の皆さまへのDX化に対する保証支援や提案を実施していきます。

さらにSDGsの取り組みとして、昨年5月に「イクボス宣言」、10月に「滋賀県女性活躍推進企業」の二つ星認証を取得し、女性活躍や男性の育児参画の推進など職員全員が自分らしく安心して働くことのできる職場環境づくりに取り組みました。

また、頻発する災害への備えとして、今年1月には奈良県信用保証協会と「BCP業務連携協定」を締結しました。災害時には、両協会が連携して信用保証業務を遂行し、被災された中小企業の皆さまに対する金融支援をいち早く行います。

今後も、金融機関をはじめとした関係機関の皆さまと連携し、中小企業・小規模事業者の皆さまに寄り添った支援に努めるとともに、信用保証協会に求められる役割を十分に果たし、持続可能な地域経済の発展に貢献してまいりますので、皆さまには引き続き、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

■ 滋賀県信用保証協会の概要

プロフィール

(令和5年3月31日現在)

名 称	滋賀県信用保証協会
設 立	昭和24年4月14日
基 本 財 産	272億円
保証利用企業者数	17,345企業
保証債務残高	4,353億円
事 業 所	大津市打出浜2番1号
役 職 員 数	常勤役員5名 職員64名

あゆみ

昭和24年 4月	社団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了 業務開始
昭和25年 4月	財団法人滋賀県信用保証協会設立登記完了
昭和28年 8月	信用保証協会法 公布施行
昭和29年 8月	信用保証協会法に基づき、特殊法人へ組織変更登記完了
昭和36年 4月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の25倍
昭和39年12月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の33.3倍
昭和49年12月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の43.3倍
平成 元年 7月	保証債務残高1,000億円突破
平成 9年10月	保証債務の最高限度額引上げ 基本財産の50倍
平成11年 1月	保証債務残高3,000億円突破
平成13年 4月	保証協会債権回収株式会社(サービサー) 営業開始
平成16年 1月	ISO14001認証取得
平成16年 9月	事務所新築移転 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7・8階
平成18年 4月	保証料率の弾力化 経営支援室設置
平成18年 6月	関連会社『株式会社滋賀県ギャランティーサービス』の設立
平成19年10月	責任共有制度導入
平成22年 4月	当協会独自の環境マネジメントシステム実施
平成23年 7月	コンピュータ共同システム(COMMONシステム)に加入
平成30年 4月	信用保証制度の見直し
平成31年 4月	当協会創立70周年
令和 元年10月	滋賀県信用保証協会SDGs宣言
令和 2年 9月	保証債務残高4,000億円突破
令和 4年 4月	経営相談チーム設置 デジタル推進本部設置
5月	イクボス宣言
10月	滋賀県女性活躍推進企業二つ星認証取得



経営理念

中小企業経営の安定化

1. 滋賀県信用保証協会は、協会が定める執務指針「公平、懇切、正確、迅速」をもって、中小企業・小規模事業者の経営の安定化を図るため、適時性の高い信用保証の供与と経営課題の解決にむけた支援を積極的に行い、地域産業の振興と発展につくします。

健全経営の確立

2. 滋賀県信用保証協会は、業務を遂行するにあたり関係法令および諸規程を遵守し、役職員協調のもと互いに研鑽に励み、健全経営を貫きます。

公共的機関として持続可能な地域社会実現への貢献

3. 滋賀県信用保証協会は、関係機関とのパートナーシップのもと、中小企業・小規模事業者の企業価値の向上に貢献するとともに、「経済課題」「社会課題」「環境課題」の解決に取り組み、持続可能な地域社会の実現を目指します。

ロゴマーク



カイツブリ(県鳥)の頭と羽でSを描き、小文字のcgc (Shiga Credit Guarantee Corporation)で湖畔の波紋を表現しています。

「カイツブリが前へ前へと進んでいるようなイメージ」で、県内の中小企業・小規模事業者の安定と発展を滋賀県信用保証協会がサポートする姿を表現しています。

配色は黄色＝太陽の光、青＝琵琶湖、緑＝木々をイメージしています。

■ 経営計画・事業計画

▼令和5年度経営計画

業務運営方針

令和5年度は新型コロナウイルス感染症対応資金の返済本格化に伴い、多くの企業で資金繰り悪化が懸念されます。このため、国は昨年9月に収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援の加速のために「中小企業活性化パッケージNEXT」を策定しました。当協会においても、昨年度に設置した「経営相談チーム」を中心に引き続き早い段階での経営支援を実施するとともに、伴走支援型特別保証を活用した資金繰り支援に取り組みます。また、滋賀県中小企業活性化協議会や関係機関と連携して外部専門家による経営診断や経営改善計画の策定、経営サポート会議の開催等、当協会を起点としたプッシュ型の経営支援を進め、事業再生ガイドラインを活用した再生支援や事業承継・事業引継ぎの円滑な実現に向けた支援についても積極的に取り組みます。さらに、代位弁済にいたった企業であっても再生の可能性を見極め、正常化に向けた方策を検討し、中小企業者の再チャレンジを応援します。

加えて、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を加速させるために策定された「経営者保証改革プログラム」に基づき、経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業の促進に取り組みるとともに、金融機関と連携して経営者保証を不要にできる保証制度等の整備を進める等、信用保証制度で一步前に出た取り組みを行っていきます。また、事業の継続を断念した企業に個人保証を提供している経営者に対してもガイドラインに基づく誠実な対応により、生活再建も含めたリスタートを応援します。

一方で、ウィズコロナの下、「経済・社会・環境」課題の解決に向けた取り組みを進める中小企業者をSDGs 関連保証で支援し、さらには脱炭素社会実現に向けたカーボンニュートラル支援に積極的に取り組みます。

当協会のデジタル化への対応では、昨年度に設置した「デジタル推進本部」を中心に、紙文書の電子化・電子決裁・ペーパーレス会議など当協会のデジタルインフラの整備やデジタル人材の育成を進めるとともに、中小企業者のDX化に対する必要な保証支援や提案を実施していきます。

また、ダイバーシティ経営を推進すべく、女性職員の活躍含め、職員全員が自分らしく安心して働くことのできる職場環境づくりを進めていきます。

保証部門

(1) 中小企業者に対する保証支援

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている中小企業者に対し、経営環境や経営課題の実態把握に努め、必要に応じて伴走支援型特別保証制度等を活用し迅速かつ柔軟な資金繰り改善の支援を進めます。

(2) 経営相談の強化

「経営相談チーム」を中心にプッシュ型の経営改善支援を強化し、支援が必要な中小企業者に対しては金融機関と連携し経営課題や今後の支援方針などの情報共有を行い、最も適した支援策を実施します。

創業者に対しては、保証申込時の面談において丁寧なアドバイスを行うとともに、創業後のフォローアップ体制の強化にも努めます。また、専門家派遣による創業計画策定支援や経営診断、税理士派遣により円滑な創業を支援します。

(3) 関係機関との連携強化

ポストコロナ対応として金融機関と同行しての企業訪問や中小企業支援機関との情報交換を通じて、中小企業者に対する実効性の高い金融支援・経営支援を行います。

また、中小企業者の実態、資金ニーズおよび地域の課題を把握するために関係機関との連携に取り組みます。

(4) 顧客サービスの充実

利用しやすい信用保証を目指し、保証業務のデジタル化促進による業務の生産性向上や合理化を図り、利用者の利便性の向上に努めます。

(5) 地域経済の持続的発展への貢献

新しい産業や雇用機会を創出し、地域経済を活性化させる中小企業は滋賀県経済の基盤です。更なる成長発展のためにも、女性や若者への創業チャレンジ支援が求められており、「経営者保証改革プログラム」に基づき、スタートアップ創出促進保証を活用した経営者保証を徴求しないスタートアップ・創業の促進に取り組みるとともに、金融機関と連携して経営者保証を不要にできる保証制度等の整備を進める等、信用保証制度で一步前に出た取り組みを関係部門と連携しながら行っていきます。

また、「経済・社会・環境」課題の解決に向けた取り組みを進める中小企業者をSDGs 関連保証で支援するとともに、脱炭素社会実現に向けたカーボンニュートラル支援に積極的に取り組みます。

経営支援部門

(1) 経営支援の強化

企業訪問や経営者との面談を積極的に行うことにより、中小企業者との関係性を構築するとともに、金融機関からのモニタリング報告の活用等も含め、状況に応じた経営改善支援を実施します。

また、外部専門家を効果的に活用し、中小企業者の経営課題の把握や解決に向けた支援を行うとともに、中小企業支援機関と連携した各種相談会を開催するなど、幅広く経営課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

「経営支援強化会議」において、経営支援における部署間での情報の共有を図り、連携した支援を実施していきます。

経営改善支援の効果を検証するため、引き続きデータの蓄積、試行・準備、仕組みづくりに取り組みます。

(2) 持続可能な企業経営につながる支援

「新型コロナウイルス感染症対応資金」の据置期間が終了する中小企業者に対しては、状況把握に努めるとともに、「伴走支援型特別保証」を活用し、コロナ融資の返済負担の軽減を図りつつ、収益力改善に向け金融機関と連携した支援を進めます。

関係機関との連携や経営サポート会議の開催等により、中小企業者の経営改善・事業再生を進め、経営改善サポート保証等を活用した経営改善・事業再生の取り組みを後押しします。

事業承継について、ヒアリングシートを活用した事業承継診断の実施や改善提案等、関係機関とも連携した支援を進めます。

各種取り組みを進めるにあたっては、経営者保証の取り扱いについて、「経営者保証ガイドライン」に沿って関係部門とも連携して適切に対応を行います。

(3) 関係機関との連携強化

金融機関本部の担当部門への定期的な訪問による意見交換や金融機関主催のバンクミーティングへの参加等により、中小企業者に対する支援方針の共有や業況把握を進めるなど連携した支援を進めます。

「滋賀県再生支援連絡会議」の開催により企業支援の目線合わせを行うとともに、中小企業支援ネットワーク機関との連携した支援に取り組みます。

滋賀県中小企業活性化協議会とは定期的に情報交換・意見交換を行い、連携した支援を進めます。

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、中小企業者の円滑な事業承継や事業引継ぎを支援します。

期中管理部門

(1) 効率的な期中管理の徹底

事故報告受付前の初期延滞先および事故報告受付先について、「担当者別延滞リスト」を活用して、随時金融機関へのヒアリングや企業訪問等による実態把握を行い、資金繰り安定のために返済緩和の条件変更や伴走支援型特別保証を活用しての借換等を行います。

一方、金融調整が困難な中小企業者・廃業先に対しては、個々の実情に応じた代位弁済の提案を行うことで顧客の負担軽減等を図り、生活再建を考慮した支援に努めます。

また、事故報告受付や代位弁済の増加が一層懸念されることから、引き続き専門知識の向上による担当者のレベルアップに努め、調整事務や期中管理体制の効

率化を進めます。

(2) 効果的な期中支援の強化

条件変更により返済緩和を繰り返している中小企業者については、金融機関へのヒアリングや訪問等により金融機関と連携して実態把握に努めます。それにより事業継続の可能性を早期に見極め、新型コロナウイルス感染症の長期化や原油・原材料価格の高騰等の影響で業績回復が遅れている中小企業者に対する資金繰り安定のための「伴走支援型特別保証」等を活用した借換や専門家派遣による経営改善の提案を実施し、課題解決に向けて伴走型の支援を行います。また、事業再生・事業承継・再チャレンジ支援等の各種取り組みについては関係部門と連携し、「経営者保証ガイドライン」に沿った適切な対応を行います。

回収部門

(1) 効果的・効率的な回収促進

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油・原材料価格の高騰等によって代位弁済が増加傾向にあるため、期中管理部門との連携を一層強化し、実態把握に努めて回収方針決定することで回収の促進を図ります。

代位弁済からの時間経過により徐々に回収率が低下するため、訴訟等の債務名義取得後、早期に預貯金等の情報取得手続きの申立を活用した預金差押えやその他法的措置を活用した効果的な回収促進に努めます。また、分割返済を履行している債務者や保証人に対しては、早期の完済に繋がるよう損害金減免や一部弁済による保証債務免除等を活用した一括弁済の提案を行います。

一方、回収見込みのない求償権については、管理コストを考慮して適時に管理事務停止や求償権整理を実施し、効率的な債権管理に努めます。

長期間経過後の求償権や相続人調査を要する案件については、保証協会サービサーを活用した現地訪問や調査機関による実態把握により見極めを行い、求償権の管理・回収に努めます。

また、管理回収担当者の現場力向上のために、不動産任意処分案件にかかる部内協議を実施します。あわせて、従来の各種研修への参加はもとより、弁護士を講師とする法務に関する勉強会の開催や定例会議での回収事例等に関する情報共有を行い、担当者の法的等の知識向上を図ります。

(2) 再チャレンジ支援の推進

条件変更を繰り返している中小企業者に対しては、事業再建や生活再建に繋がるよう期中管理部門と連携し代位弁済実行後の定期弁済の提案を行います。

代位弁済後も事業を継続しており、生産性向上等の経営改善に取り組む事業者に対しては、必要に応じて専門家派遣を推進し、さらに事業再生の可能性が高いと判断した場合は、経営支援部門と連携を図り、「求償権消滅保証」による金融正常化の取り組みを推進します。

一方で、法人の倒産や廃業後の「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出に対しては再チャレンジの観点から誠実に対応します。

また、定期弁済を継続しているものの、完済の見込みがない保証人に対しては、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図ります。

その他間接部門

(1) 経営基盤の強化

収支状況の把握や適切な予算編成と管理の徹底により、財務の健全性維持を図るとともに、安定収益を意識した支払準備資産の運用に取り組み、将来に亘り安定した経営基盤の確立に努めます。

(2) デジタル化への対応

デジタル推進については、引き続き、業務のデジタル化として、既存データの移行作業を含めた書類の電子化、電子決裁、定例業務のRPA化等の本番運用に向けて取り組みます。また、出先からの統計情報閲覧などの機能拡充にも取り組みます。

併せて、「信用保証協会電子受付システム」について、金融機関と調整しながら、順次取扱が開始出来るよう取り組みます。

(3) 生産性向上への取り組み

デジタル技術を最大限に活用し、業務の効率化やテレワーク環境の整備など働き方改革への対応、健康経営の推進など、生産性の向上に取り組みます。

また、多様化する事業者のニーズに適切に対応していくため、人的経営資源の強化を図ります。特にデジタル人材の育成は急務であり、研修機会の充実や資格取得の推進を図ります。

さらに、専門的な知識の習得のため中小企業診断士等の資格取得を推奨し、自己啓発の促進に努めます。

(4) コンプライアンス態勢の充実・強化

公的機関としての使命と社会的責任を果たすため、時代の変化に適応し地域社会から信頼される組織を目指します。そのためには、コンプライアンス態勢の充実・強化、反社会的勢力等の排除への対応、多様性を尊重した人権教育の推進等、継続的な啓発活動に取り組み、役職員の意識醸成に努めます。

(5) 情報の分析と活用

新型コロナウイルス感染症対応資金の据置期間終了に伴う借入金の返済開始が集中することから、保証利用企業の状況分析を行うとともに支援機関との連携を強化し、現業部門が適時性の高い経営支援を実施できるよう情報共有します。

また、経営者保証に関するガイドライン活用実績を協会内で共有し、金融機関と連携しながら積極的に経営者保証を不要とする取り扱いを推進していきます。

さらに、保証内容の分析やアンケート結果を踏まえ、中小企業者の現状やニーズを把握し、保証制度の創設・見直し、セミナーの開催等に取り組みます。

(6) SDGs 達成への取り組み

持続可能な社会の実現に向け、本業での取り組みはもとより、県下の中小企業者に向けたSDGs活用セミナーの開催や、エシカル消費の推進、SDGs債への投資、女性のエンパワメントへの注力など自らもSDGs達成に向けた取り組みを行います。

このほか年度経営計画の中から「経済・社会・環境」課題の解決に向けた優先的な方策をアクションプランとして策定し、各部門における1年間のトライアルを推進します。

(7) 広報活動の充実

SNSを活用した中小企業者や関係機関に対するタイムリーな情報提供により、適時効果的な情報発信を行うとともに、当協会のSDGsに係る取り組みを発信するなど認知度の向上に向けた広報活動を行います。

また、昨年度リニューアルしたホームページの更なる充実により、中小企業者や金融機関に対して、よりわかりやすい情報の発信に努めます。特に信用保証制度における経営者保証を不要とする取り扱いについて、一層の周知を行います。

保証承諾の見通し

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は、以下の通りです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	800億円	114.3%
保証債務残高	3,920億円	92.9%
代位弁済	70億円	116.7%
回収	8億円	88.9%

■ 第6次中期事業計画(令和3年度～令和5年度)

業務運営方針

金融機関、県・市町および中小企業支援機関と連携しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内中小企業者に対し引き続き、資金繰り支援を行うことで経営の安定を図るとともに、個社ごとの経営改善・再生支援の方策を探り、早期の経営改善を促します。加えて、デジタル化など生産性向上につながる提案力を発揮し、SDGsなども意識したポストコロナの新常態に適応できる力強い企業経営に導きます。また、企業のライフステージにおける課題解決に共に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献します。

以上を踏まえ、令和3年度から5年度までの3か年間における業務上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組むこととします。

(1) 金融機関等と連携した中小企業者への保証支援

コロナ禍における経済情勢を鑑み、各種保証制度を活用し、中小企業者が円滑に資金を調達できるように、信用補完制度を通じて必要十分な信用供与を果たしながら、金融機関や中小企業支援機関と連携を密にし、金融支援や経営支援に取り組めます。

また、県・市町や中小企業支援機関とも連携し、創業者支援、事業承継支援やSDGsの普及にも積極的に取り組めます。

加えて、利用しやすい信用保証を目指して、手続きの簡素化・合理化を図るとともに、信用保証業務の電子化に取り組めます。

(2) 経営支援、再生支援の強化

県内中小企業者が新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい状況に陥っていることから、企業訪問や面談、状況に応じてオンラインツールも活用し、実態把握、経営課題の把握に努め、企業に寄り添いながらSDGsなども意識した持続可能な企業経営につながる経営改善支援、再生支援に取り組めます。

特に、条件変更を行っている先で新型コロナウイルス関連の保証を利用し、借入金が増加した企業については、金融機関との連携を密にし、当協会の経営支援メニュー等を最大限活用した支援を進めるとともに、当協会が主導的に支援をしていくことが必要な先については、「経営支援強化会議」において、全部署間での情報共有、連携を図りながら、一歩踏み込んだきめ細かな個別支援を行います。

また、抜本的な事業再生支援、後継者等への事業の引継ぎのための事業承継支援、廃業支援についても関係機関と連携・協力し積極的に対応していきます。

あわせて、中小企業者に対する当協会の経営支援の取り組みについて、その効果を検証していく仕組みを構築していきます。

(3) 期中支援の充実・強化

新型コロナウイルス感染症に起因する日本経済への深刻な影響により、中小企業者の経営環境も依然

として厳しい中、更に中小企業者に対する適切な期中支援が求められており、初期延滞の段階から金融機関と連携して実態把握に努め、効果的な期中支援策を講じる必要があります。このため、事業継続が可能な中小企業者に対しては、経営改善のために経営課題等の解決に向けた外部専門家派遣の実施や、既存保証の借換による金融の正常化を目指します。

また、金融調整が困難な中小企業者・廃業者に対しては、代位弁済の提案を行うことで債務整理による再チャレンジへの支援にも引き続き取り組めます。

(4) 効果的・効率的な回収促進と再チャレンジ支援

回収環境は今後も厳しい状況が続くことが予想され、また新型コロナウイルス感染症による影響度合いにも注視していく必要があります。

「回収部門における基本ポリシー」を意識しながら、管理コストを考慮した回収スタンスや効率性を重視した管理・回収業務に努めます。

求償権関係人の事業再建による雇用確保を始めとする地域の経済成長や生活再建に寄与できるよう努めます。

(5) 持続可能な社会の実現に向けた取り組みの推進

持続可能な社会の実現に向け、当協会は令和元年10月、SDGs宣言を行い、年度経営計画から社会的課題の解決に向けた優先的な方策をアクションプランとして策定し、各部門におけるトライアルを推進しています。また、年2回、SDGsマネジメントシステム会議にて、SDGsの普及や達成に向けた取り組みの検証を行っています。

コロナ禍から今後、保証協会業務の電子化が進むことから、インターネット環境の整備、アナログ的な業務からデジタル化へと業務形態を見直すことで、ペーパーレスや業務の効率化に繋げ、組織全体の活性化、生産性の向上に取り組む本業支援の充実に努めます。

令和4年度の主な取り組み

創業支援

フォローアップ面談の実施

創業5年未満の保証利用先の方に、創業計画の進捗状況の確認や資金繰り等のお悩みをお聞きするために、当協会担当者によるフォローアップ面談を実施しました。

【令和4年度フォローアップ面談数】65先

創業塾への講師派遣

大津商工会議所主催の創業塾に、当協会職員を講師として派遣しました。同創業塾では、信用保証協会の概要をはじめ、当協会でも取り扱っている保証制度や創業支援の取り組み等を紹介しました。

創業計画策定支援

創業予定者に対し、創業計画の実効性を高め創業後の経営の安定を図るために、外部専門家の中小企業診断士による創業計画策定支援を推進し、創業計画の策定を行いました。

【令和4年度策定数】1先

創業相談窓口の設置

当協会では、創業をお考えの方や創業間もない方向けに「創業相談窓口」と「出張相談窓口」を設置しています。

創業相談窓口

創業に係る相談全般を承ります。

創業支援室 担当：創業支援担当者

◇受付時間(土・日・祝日を除く)

9:00~12:00/13:00~17:00

※当協会では、「女性のための創業相談窓口」も開設しています。女性担当者が相談を承ります。

彦根出張相談窓口

資金繰り等金融相談全般を承ります。

彦根商工会議所

◇受付時間

10:00~12:00/13:00~15:00

◇毎月第2水曜日(祝日の場合は翌営業日)

長浜出張相談窓口

長浜ビジネスサポートセンター(ミーティングルーム)

◇受付時間

10:00~12:00/13:00~15:00

◇毎月8日(土・日・祝日の場合は翌営業日)
資金繰り相談、創業相談等、保証相談全般

◇毎月18日(土・日・祝日の場合は翌営業日)
創業専用相談窓口※要予約

創業サポート研修の開催

大津商工会議所と共同開催で、「創業サポート研修」を開催しました。

本研修は、大津商工会議所による主催が3回、当協会による主催が3回の合計6回で開催した研修です。当協会が主催した3日間では、計37名の方にご参加いただきました。

研修後に行ったアンケートでは、「明日から実行していける内容で、大変勉強になった」「知りたかった税のことについて理解できた」「経営戦略、目標を立ててからの逆算など、とても参考になった」などのお声をいただきました。



令和4年7月28日開催
講師：池淵 ゆかり氏



令和4年11月28日開催
講師：西村 純史氏



令和5年3月3日開催
講師：千田 哲也氏

創業支援強化事業による専門家派遣

当協会をご利用いただいている創業期のお客様の事業所に中小企業診断士を派遣し、経営上の問題(経営・財務・人材育成等)に関する助言を行う専門家派遣を実施しました。

【令和4年度実績】 創業支援コース:12企業

当協会発行の広報誌への掲載

「アナタのお店を紹介します！」

創業資金をご利用いただいたお客様のお店を紹介する取り組みとして、お店のPRを当協会の広報誌「信用保証レポート」に掲載しています。令和4年度は、39事業者の方を掲載させていただきました。



経営支援・再生支援

中小企業支援ネットワーク

滋賀県再生支援連絡会議（全体会議）開催

全体会議

令和4年11月24日(木)、オンラインにて、滋賀県再生支援連絡会議(全体会議)を開催しました。

会議には当協会4名、11金融機関および15関係機関から合計36名の方にご出席いただきました。

今後も、本会議を通して関係機関との連携強化、幅広い情報交換等を行います。



経営サポート会議開催

経営サポート会議は、公的な機関である信用保証協会が事務局となり、中小企業の方の早期の経営改善や再生を図ることを目的に、中小企業者、金融機関、信用保証協会が一堂に集まり、企業の再生に向けて具体的な支援方法などを協議するために開催しています。

【令和4年度開催回数】 46回

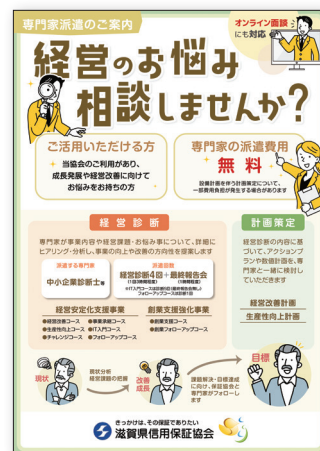
経営安定化支援事業

専門家（中小企業診断士等）の派遣

当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者のお客様の事業所に中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、経営診断および計画策定支援を行い経営に関する様々な助言を行います。

経営診断の「経営改善コース」「事業承継コース」「生産性向上コース」「フォローアップコース」「チャレンジコース」「IT入門コース」など企業の経営課題に合わせた6つのコースと計画策定を実施しました。

令和4年度 実績	経営診断	経営改善計画策定
経営安定化支援事業	70企業	6企業



パンフレットの作成

当協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまへ、事業計画の策定や事業承継等に関する経営支援メニューを紹介するパンフレットを作成しています。HPにも掲載していますので、ご興味のある方は下記QRよりぜひご覧ください。



令和4年度の主な活動

4

April

政策推進資金(がんばる企業応援枠)の創設

金融機関の支援を受けて策定した事業計画(新型コロナウイルス感染症およびそのまん延の防止のための措置による影響からの回復を図る計画)の実施に必要な資金を支援するため、滋賀県制度融資である政策推進資金(がんばる企業応援枠)を創設しました。

保証協会付融資と金融機関プロパー融資の協調により、策定した事業計画を実行することでコロナ禍からの脱却を図る方を支援していきます。

5

May

イクボス宣言

令和4年5月20日(金)に「イクボス宣言」を行いました。

イクボスとは、職場で共に働く部下の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている経営者や管理職のことを言います。

今後も、女性活躍や男性の育児参画を推進し、誰もがイキイキと働ける職場となるよう、役員一丸となって取り組んでまいります。



5

May

第35回 金融機関感謝状贈呈

前年度中に県内中小企業・小規模事業者の金融円滑化に積極的に取り組んでいただいた金融機関店舗の皆さまに感謝の意を表し、感謝状と記念品の贈呈を行いました。

例年は、贈呈式を開催し、滋賀県・地元金融機関等からのご来賓のご臨席を賜っておりましたが、令和4年度も前年同様新型コロナウイルス感染症拡大の懸念から当日の式典を中止し、各グループの代表店舗を訪問し感謝状を贈呈させていただきました。

6

June

短期事業資金(原油価格・物価高騰対応枠)の創設

原油価格や原材料価格の上昇による経済環境の悪化に対処し、経営の安定を図るための運転資金を支援するため、滋賀県制度融資である短期事業資金(原油価格・物価高騰対応枠)を創設しました。

6

June

外部評価委員会の開催

令和4年6月15日(水)、外部評価委員会を開催し、令和3年度経営計画実施状況の報告を行いました。

同委員会では、委員の皆さまから各部門の計画実施状況やコンプライアンスの取り組みに関して貴重なご意見を頂きました。



7
July

生産性向上セミナー『ECに失敗しないために ～ EC参入時の注意点・店舗運営との両立を徹底解説～』開催

令和4年7月6日(水)、生産性向上セミナー『ECに失敗しないために～ EC参入時の注意点・店舗運営との両立を徹底解説～』を開催しました。

第1部では、中小企業診断士の松田茂氏を講師としてお迎えし、EC市場を取り巻く現状や実店舗と比較したECの相違点、EC参入の準備のポイントと留意点、無料のEC構築支援サイトと補助金について詳しく解説いただきました。

第2部では、株式会社バウハウスの増井航氏を講師としてお迎えし、ECサイトの出店方法やECサイト販売の流れ、売れる店舗の特徴を分かりやすくお話しいただきました。セミナーは、EC市場への参入を検討している16名の方にご参加いただきました。

セミナー後に行ったアンケートでは、「無知だった点が多かったので、セミナーに参加できてよかった」「WEBで調べても読み取れない視点での内容が良かった」とのお声をいただきました。



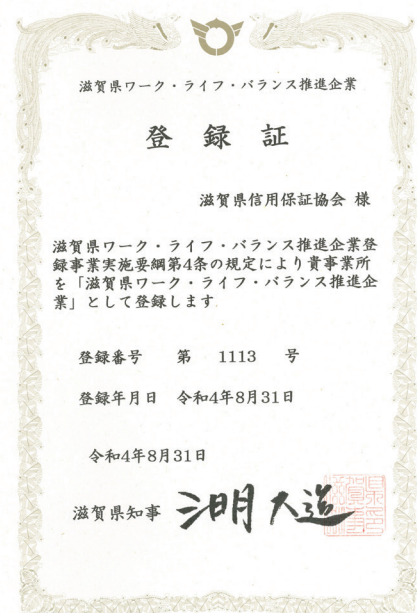
8
August

「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」登録

令和4年8月31日(水)に「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録されました。

滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度とは、滋賀県が設けている制度で、「子育てしやすい職場」、「男女ともに働きやすい職場」など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりに積極的に取り組む企業を、県が広く紹介することで、企業の自主的な取り組みの促進を図り、働く人の職場環境が良くなることを目的としたものです。

今後も、女性活躍や男性の育児参画を推進し、誰もが「仕事」と「生活」をともに充実させることのできる職場となるよう取り組んでまいります。



9

September

生産性向上セミナー

『知らないじゃ済まされない！インボイス制度の概要とその対策～1年後後悔しないために今すべき対策を徹底解説～』開催

令和4年9月26日(月)、生産性向上セミナー『知らないじゃ済まされない！インボイス制度の概要とその対策～1年後後悔しないために今すべき対策を徹底解説～』を開催しました。

本セミナーでは、税理士法人 北浜・中西会計代表社員 中西知行氏を講師にお迎えし、インボイス制度の概要や売り手・買い手側の注意点、免税事業者の対応、改正電子帳簿保存法など、具体的な例を交えながらわかりやすくご解説いただきました。セミナーはオンラインと会場のハイブリット形式で開催し、当日はオンライン29名、会場7名の計36名にご参加いただきました。

セミナー後に行ったアンケートでは、「非常にわかりやすい言葉と具体的な例で説明してくださり、理解しやすかった」「インボイス制度の概要をつかむことができた」とのお声をいただきました。



11

November

第31回金融機関対象信用保証業務基礎講座 開催

令和4年11月8日(火)および11月11日(金)、第31回金融機関対象信用保証業務基礎講座を開催しました。

この講座は、主に県内金融機関各店舗の若手行員(職員)の方々を対象に、信用保証協会の仕組みや業務などの基本的な内容について理解を深め、また、当協会職員とのコミュニケーションを図っていただくことを目的に毎年実施しています。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症に配慮し、オンライン開催といたしました。令和4年度は3年ぶりに集合研修形式での開催となりました。

令和4年度は前年同様、講義部分をYouTubeで限定公開し当日までに各自で視聴・学習していただく形を取り、当日は集合研修形式で班別演習と座談会を行いました。



12
December

1Day仕事体験 開催

令和4年12月9日(金)、令和5年1月20日(金)、2月3日(金)および2月17日(金)の4日間、1Day仕事体験を開催し、計44名の大学生の方にご参加いただきました。

当日は信用保証協会の業務概要、保証部の業務説明、経営支援部の業務を体験するグループワーク、先輩職員との座談会を行いました。

グループワークでは、参加者同士で活発な意見交換が行われ、積極的に発表をする姿が見られました。

1
January2
February1
January伴走支援型特別保証の改正および
セーフティネット資金(ポストコロナ枠)の創設

新型コロナウイルス感染症等の影響により、積みあがった債務の返済負担に伴って増加することが見込まれる借換え需要並びに事業再構築等の事業好転の契機となり得るような前向きな取り組みに対する資金需要等に対応するため、令和5年1月10日に伴走支援型特別保証の改正およびセーフティネット保証(ポストコロナ枠)の創設を行いました。

申込人資格要件と借換え要件の拡充により、幅広い対応が可能となりました。

1
January

奈良県信用保証協会とBCP対策に係る業務連携協定締結

当協会はBCP対策として災害時等のリスクに備えることを目的に、奈良県信用保証協会と「基幹システムに係る代理代表拠点の相互運営に関する業務協定」を令和5年1月20日に締結しました。同日には、奈良県信用保証協会と滋賀県信用保証協会が「BCP対策に係る業務連携協定」調印式を開催しました。

本協定に基づき、本所が被災した場合、滋賀県信用保証協会と奈良県信用保証協会が連携し、代理代表拠点(臨時事務所)にて信用保証業務を継続して遂行します。この連携により被災された中小企業の金融支援をいち早く行うことができます。

信用保証協会間での代理代表拠点(臨時事務所)の相互運営は全国初の試みであり、保証申込、保証審査、保証書発行業務等の基幹システムの運用体制を拡充することが主な連携内容です。今後は、付随業務の拡張にも取り組んでまいります。



2
February

SDGsセミナー 『1から学ぶ! 中小企業のためのSDGs活用セミナー』開催

令和5年2月21日(火)、独立行政法人 中小企業基盤整備機構と共催で「1から学ぶ! 中小企業のためのSDGs活用セミナー」をオンラインと会場のハイブリット形式で開催し、当日はオンライン14名、会場6名の計20名にご参加いただきました。

第1部では中小企業基盤整備機構近畿本部、企業支援部 企業支援課 課長の朽本英範氏と小野坂知子氏を講師にお迎えし、SDGsの基礎的な知識から経営との関連性について具体例を交えながらわかりやすくご解説いただきました。

第2部では、実際にSDGsを経営に取り込まれている企業の事例紹介として、しがとせかい株式会社 代表取締役 中野龍馬氏と株式会社みんなの奥永源寺 代表取締役 前川真司氏に自社の事業内容とSDGsの繋がりについてご講演いただきました。

セミナー後に行ったアンケートでは、「話がわかりやすく納得することが多かった」「SDGsの活動が身近に感じられた」とのお声をいただきました。



3
March

スタートアップ創出促進保証の創設

創業から一定期間を経過していない会社等に対する事業資金供給の円滑化を図るとともに、経営者保証を不要とすることで創業機運の醸成による創業者の増加ならびに廃業・倒産経験者などの事業経営への再挑戦を促し、また中小企業者の積極的な事業展開を推進することで、もって創業者の事業の活性化に資することを目的に、令和5年3月15日にスタートアップ創出促進保証を創設しました。

広報活動

中小企業・小規模事業者の皆さまに当協会への理解を深めていただくため、様々な広報活動を行っています。

ホームページ

令和5年2月にホームページをリニューアルしました。各ターゲットに合わせた「探しやすい」WEBサイトをコンセプトとして、中小企業者向け、金融機関向け、学生向けとターゲット毎に特設ページを設け、構成やデザインを全面的に刷新しました。

今後も、皆さまのお役に立つ情報を随時更新いたしますので、ぜひご活用ください。

<https://www.cgc-shiga.or.jp>



LINEの活用

中小企業の皆さまに役立つ情報を随時配信しています。ぜひお友達登録をお願いします。

お友達数：1,081人
(R5.5末時点)



LINE ID:@cgc-shiga

各種広報物の発行



●MONTHLY DATA

主に、金融機関や関係機関を対象として、毎月1回「MONTHLY DATA」を発行しています。

統計データや制度創設など、タイムリーかつ正確な情報提供を行っています。



●信用保証レポート

四半期毎に「信用保証レポート」を発行しています。表紙は巻末記事「選ばれる企業ははじめてる SDGsをビジネスに」で取材させていただいた中小企業者さまの写真を採用しています。

中面では、当協会の取り組み内容や活動報告、中小企業にスポットを当てた特集「湖国で輝く企業を訪ねて」、「アナタのお店を紹介します!」、「ミライレポート～SDGs企業に学ぶ～」、「選ばれる企業ははじめてるSDGsをビジネスに」など、お客さまにとって親しみやすく、読んでみたいと感じていただけるような広報誌作成に努めています。

令和4年度の主な取り組み



SDGs未来都市、滋賀県の一員として 持続可能な社会の実現に向けて以下

3つの課題解決 当協会が目指すSDGs達成への目標

経済課題への
取り組み

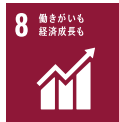
中小企業の持続可能な
経営に寄与する
信用保証



ポストコロナの新常態で加速する社

経営者保証ガイドラインを活用し、

地域経済活性化に
向けた経営支援



時代に即したスタートアップ企業や

経営改善・事業再建はもとより業績

関係機関との
パートナーシップ



金融機関や中小企業支援機関、地方

社会課題への
取り組み

包摂性と強靭性を
両立した協会経営



ダイバーシティ経営の一環として、専門



誰もが分け隔てなく暮らせる社会を



BCPの強化、大規模な災害、パンデ

環境課題への
取り組み

循環共生型社会
への貢献



県造林公社と提携したスキームを活



デジタル化を進め、業務の効率化や



グリーンボンドをはじめとした各種

て令和4年度は、 のとおり取り組みました

当協会の具体的な取り組み

会的課題の解決に向けた中小企業のトライアルを、SDGs関連保証で応えます

経営者の思い切った事業展開や廃業後のリスタートを後押しします

経営基盤の脆弱な創業者を地域経済の新たな担い手として創出します

悪化前に先手を打って相談に応じることで、持続可能な企業経営を支えます

自治体とのパートナーシップを深め、滋賀県経済の振興発展に貢献します

外部研修への参加や管理職への登用機会の均等に努め、女性のエンパワーメントに注力します

目指し、地域のSDGsに関連する活動に参画します

ミックが発生した時においても正常に機能するレジリエントな組織を目指します

かし、中小企業の設備投資においてCO₂ネットゼロを目指します

生産性の向上と同時に環境負荷の低減を図ります

SDGs債の購入や地球環境・人・社会・地域にやさしいエシカル消費を推進します





SDGs サステナビリティレポート2022

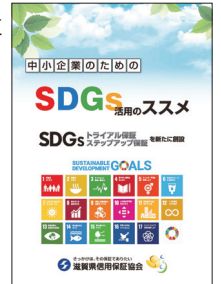
このレポートは令和4年度経営計画から社会的課題の解決に向けた優先的な方策を選定したアクションプランのうち、特に成果が認められた内容を掲載しています。

社会的課題の解決に向けた中小企業者のトライアルを信用保証で後押し

ポストコロナの新常態で加速する社会的課題の解決に取り組む中小企業者のトライアルを応援するために「SDGsトライアル保証」と「SDGsステップアップ保証」を活用しました。

令和4年度 保証承諾実績

SDGsトライアル保証	18件	1億1千万円
SDGsステップアップ保証	34件	4億7千万円



地域経済活性化に向けスタートアップ企業の創出を後押し

地域経済の新たな担い手となる創業者の資金調達を信用保証にてバックアップしました。また、外部専門家による診断や創業予定者に対する創業計画策定支援を実施しました。

令和4年度 実績

- ・創業に係る保証制度の保証承諾実績 368件 18億2千万円
- ・専門家派遣(創業関係)実施先 12先 創業計画策定先 1先

持続可能な中小企業経営に向けた経営支援

令和4年度新たに経営相談チームを設置しました。金融機関と一緒に企業訪問を行い、中小企業者の経営課題や悩みに早い段階で一步踏み込んだ経営支援を行いました。

また、専門家派遣事業において、中小企業診断士の経営診断時に職員が随行するとともに、経営診断後のフォローアップや経営改善計画策定に参画するなど、中小企業者に寄り添った支援を行いました。

令和4年度 実績

経営相談チーム	相談対象先	994先のうち766先に面談依頼うち161先と面談実施
専門家派遣(安定化支援事業)実施先	76先	
うちフォローアップ訪問	6先	
うち経営改善計画策定	6先	

関係機関とのパートナーシップを強固に

金融機関や中小企業支援機関、地方自治体と連携して伴走支援型特別保証などを活用した資金繰り支援に努めました。

また、中小企業活性化協議会と毎月定例会議を実施し意見交換・情報共有を行いました。令和4年9月には「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。

さらに、滋賀県中小企業診断士協会および事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、個別相談会を実施しました。

レジリエントな組織を目指し 奈良県信用保証協会とBCP業務連携協定を締結

令和5年1月20日にBCP対策として災害時等のリスクに備えるため、奈良県信用保証協会とBCP対策に係る業務連携協定を締結しました。本協定に基づき、本所が被災した場合、両協会が連携して臨時事務所にて信用保証業務を継続して遂行します。この連携により、被災された中小企業者に対する金融支援をいち早く行います。

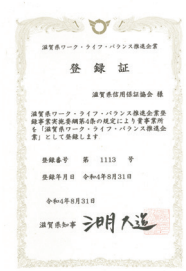
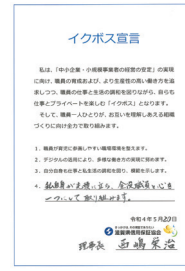




女性のエンパワーメントに注力

令和4年5月20日に「イクボス宣言」を行い、8月31日に「滋賀県ワークライフバランス推進企業」として登録されました。

また、10月11日には「滋賀県女性活躍推進企業」の二つ星認証を取得しました。



誰もが分け隔てなく暮らせる社会へ

地域のSDGs活動への参画として、「大津・SDGs協働チャリティプロジェクト2022」に協賛し、「おおつ・SDGs子ども絵画コンクール2022」の審査を行いました。下期には特別賞(滋賀県信用保証協会賞)を贈呈しました。



CO₂ネットゼロ社会を目指して

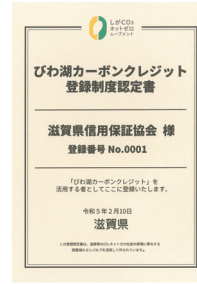


滋賀県造林公社との「びわ湖カーボンクレジット」パートナー協定に基づき、「政策推進資金(CO₂ネットゼロ推進枠)」の利用に応じて当協会が取得したクレジットでオフセットすることで、脱炭素社会の実現や環境配慮型経営への理解を広げています。

令和5年2月10日には滋賀県の「びわ湖カーボンクレジット登録制度」に登録しました。

令和4年度 保証承諾実績

政策推進資金(CO₂ネットゼロ推進枠) 11件 6千万円



SDGs債購入を通じた未来への投資

滋賀県、北陸電力、日本高速道路が発行したサステナビリティ・リンク・ボンド等のSDGs債を購入し、カーボンニュートラル実現に向けた投資、再生可能エネルギーの開発・建設等に寄与しました。

地球環境・人・社会・地球にやさしいエシカル消費を推進

「寄付型自動販売機」の導入により、職員のエシカル消費への意識を高めています。また、新たに障がい者施設のレンタルアートを始めるなど、エシカル消費を推進しています。

令和4年度実績

寄付型自動販売機 65,834円(令和5年1月末時点)



デジタル化による利便性の高いサービス提供を目指して

紙文書の電子化・電子決裁・ペーパーレス会議など当協会のデジタルインフラ整備を進めました。

令和5年1月31日に当協会のホームページを全面リニューアルし、より利便性の高いホームページにしました。

令和5年3月にはRPAを導入し、法人・個人の財務情報を基幹システムに入力する作業や毎月の統計報告作成作業、事務部門の各種書類作成等定期的な業務についてRPAを活用して自動化しました。

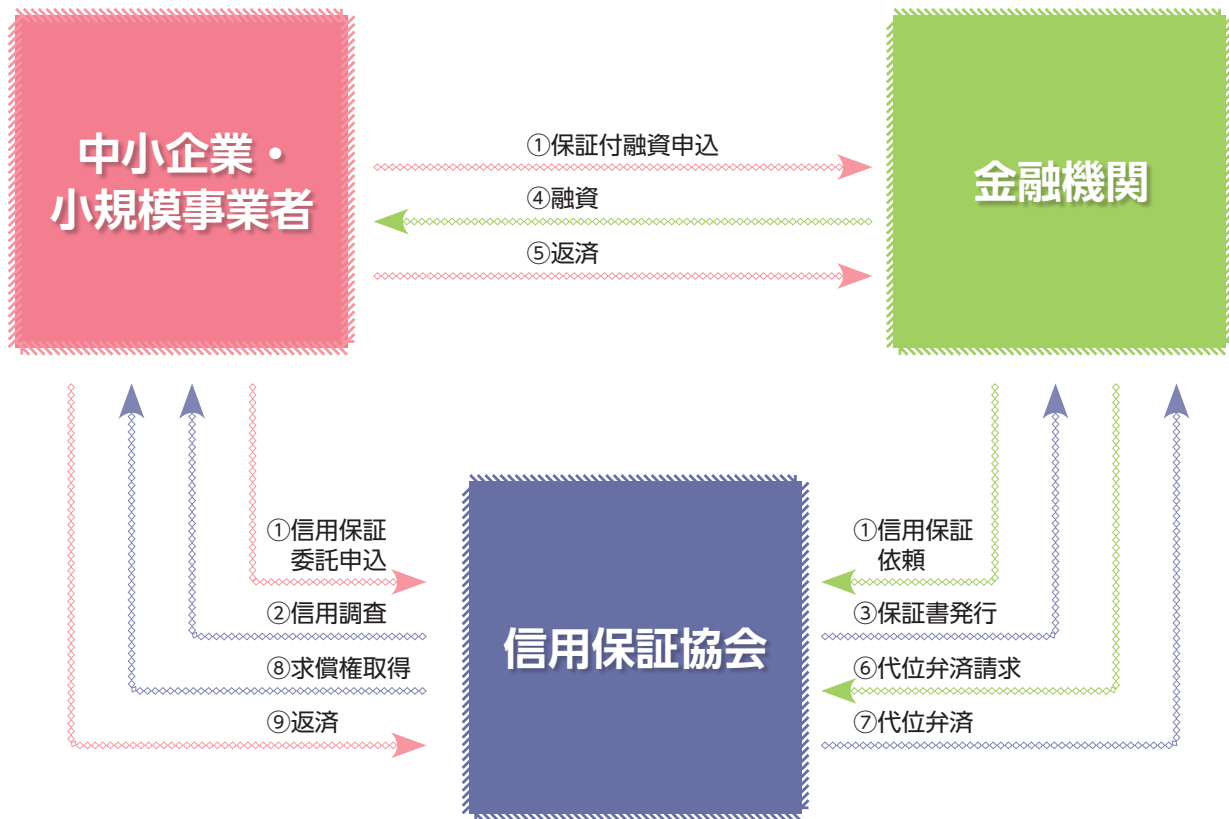
さらにペーパーレス会議の利用も3月から開始しました。

中小企業者へのDX支援については、令和5年4月からの新たな県制度として「政策推進資金(DXデジタル推進枠)」を創設しました。



信用保証の概要

信用保証制度のしくみ



**信用保証制度の当事者は、
中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者です。**

- ① 中小企業・小規模事業者は金融機関を経由して信用保証協会に保証申込み(信用保証委託申込)をします。
- ② 信用保証協会は、申込みのあった中小企業・小規模事業者について、信用調査をします。
- ③ 信用保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、保証書に基づき中小企業・小規模事業者に融資を行います。このとき、中小企業・小規模事業者は所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業・小規模事業者は、融資を受けたときの条件によって金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 中小企業・小規模事業者が何らかの事情で借入金の全額または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求をします。
- ⑦ 信用保証協会は、金融機関からの請求に基づき、中小企業・小規模事業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は、中小企業・小規模事業者に対する求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業・小規模事業者は、信用保証協会に対して返済をします。

信用保険制度のしくみ



**信用保険制度の当事者は、
日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)、信用保証協会の二者です。**

- ①日本公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき、日本公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引受けます。
- ②信用保証協会が保証を行った場合、上記①の契約に基づき日本公庫に保証通知を行い、保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済をしたときは、日本公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本公庫は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済した中小企業・小規模事業者からの回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

ご利用いただける方

1. 企業規模

法人の場合は、「資本金の額(出資の総額)」もしくは「常時使用する従業員」のいずれか一方が下表に該当すれば対象となります。

個人または特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、「常時使用する従業員」が下表に該当すれば対象となります。

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員
製造業(運送業、建設業、不動産業、鉱業等を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業(飲食業を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医業を主たる業とする法人	—	300人以下

ただし、次の業種については、下表のとおり基準を定めています(NPO法人を除く)。

業 種	資本金の額 (出資の総額)	常時使用する 従業員
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(注1) 常時使用する従業員とは

事業主、事業主と生計を一にしている三親等内の親族(有給であっても)、臨時雇用(パート・アルバイト)の従業員、法人の役員は含みません。また、特定非営利活動法人(NPO法人)は雇用契約関係がないボランティア等は従業員に含みません。なお、名目は臨時雇用であっても、実質常時雇用的なものについては常時使用する従業員の範囲に含まれます。

(注2) 常時使用する従業員数が要件の人数の9割を超えている場合

従業員数を確認できる資料(原則として労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書等)が必要です。

2. 所在地

(1) 個人の場合

住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方

(2) 法人の場合

滋賀県内に本店または事業所を有する方

3. 業歴

業歴、営業年数は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば保証対象となります。ただし、制度要綱等に定めがある場合は、その定めによります。

4. 業種

ほとんどの業種が保証の対象になりますが、農業、林業、漁業、金融・保険業、サービス業、その他社会的批判を受けるおそれがあるものにおいては、保証の対象外になる業種があります。

業種分類は、原則として日本標準産業分類(総務省編)の分類概念に準拠していますが、信用保険の対象外業種との関係から一部異なる取扱いをする場合があります。

5. 許認可

許認可等を必要とする業種については、適法に許可・認可を受けていることが必要となりますので、許認可証等の写しを提出してください。

なお、許認可等を要する複数の事業を兼業している場合で、資金使途が特定の事業に限定されていないときは、主たる事業(原則として売上高等が概ね60%以上の事業)の許可等の確認で足り、多店舗展開している場合は主たる店舗(一店舗)についての許可等の写し、他の店舗については宣誓書(信用保証委託申込書記載)をもって確認します。

また、資金使途が特定の店舗にかかるものである場合には、当該店舗にかかる許認可証等の写し等による確認が必要です。

信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業・小規模事業者の方の委託に基づいて行う信用保証の対価として、支払っていただく信用保証制度独自のもので、信用保険制度への信用保険料、協会の業務費、損失負担(代位弁済)等に充てられるものです。

中小企業・小規模事業者の財務内容等に応じて、下表のとおり9段階となります。

また、責任共有制度に該当する場合の「責任共有保証料率」と該当しない場合の「信用保証料率」に区分されます。例外として、経営安定関連保証(セーフティネット保証)・流動資産担保融資保証等の特別な保証には、一定の保証料率が適用されます。

なお、最終的な保証料率は、個別に中小企業・小規模事業者の定性要因を加味して協会が決定します。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率(%) (特殊保証料率)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
信用保証料率(%) (特殊保証料率)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

(注1)「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものです。

(注2)「信用保証料率」は、保証委託額に対する率で、責任共有制度対象外の保証制度に適用します。

(注3)「特殊保証料率」は、手形等割引根保証、電子記録債権割引根保証、当座貸越根保証および事業者カードローン根保証に適用します。

主な保証制度

(令和5年6月現在) ※詳細は当協会HPをご覧ください。

1.創業期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
開業資金保証 (創業枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	創業をお考えの方、または創業後5年未満の方で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備 合計 2,500万円	1.00%	1.00% (スタートアップ創出促進 保証利用は0.2%上乗せ) 一般保証 0.37~1.82%	7年以内 (1年)
開業資金保証 (創業サポート枠) ☆責任共有制度対象外 一般保証は責任共有制度対象	開業資金保証(創業枠)の対象者で滋賀県が定める要件を満たす方			0.50% (スタートアップ創出促進 保証利用は0.2%上乗せ) 一般保証 0.00~1.32%	
開業資金保証 (女性創業枠) ☆責任共有制度対象外	創業をお考えの方、または創業後5年未満の女性で滋賀県が定める要件を満たす方	運転・設備 合計 1,000万円	0.70% (スタートアップ創出促進 保証利用は0.2%上乗せ)		

2.持続的発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間	
一般保証	(法人)滋賀県内に本店または事業所を有する企業の方 (個人)住居または事業所のいずれかが滋賀県内にある方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	原則 運転 7年以内 設備 15年以内	
事業者カードローン 当座貸越根保証	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい方	100~2,000万円		0.39~1.62% (特殊保証料率)	運転・設備 1年または2年	
小規模事業者カードローン 当座貸越根保証 (カードSmile)	借入限度額内で借入を反復継続して行いたい小規模事業者の方	50~500万円 ※白色申告の 個人事業者は 50~200万円	金融機関 所定	0.45~1.90%	運転・設備 2年	
短期継続 融資保証 (ケイゾク)	(通常枠)	資本性に近い資金供給をお求めの方			1,500万円	12か月以内
	(税理士連携枠)	税理士による月次管理をされている方で資本性に近い資金供給をお求めの方			通常枠と合算で 3,000万円以内	
	(金融機関 モニタリング枠)	金融機関による事業性評価と定期的なモニタリングを実施されている方で資本性に近い資金供給をお求めの方	2,000万円	0.35~1.80%		
中小会計要領評価保証 (会計力)	税理士による月次管理をされていて、かつ中小会計要領に基づく会計処理をされている方	2億8,000万円			10年以内	
経営支援資金保証 (小規模企業者特別枠)	申込金額を含めて保証協会付融資残高が2,000万円以下の小規模事業者でかつ原則として直近2期平均の経常利益が700万円以下の小規模事業者の方	1,000万円	1.25%	0.50~1.20%	運転 5年以内 設備 7年以内	
短期事業 資金保証	通常枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方	1,500万円	2.20%	0.45~1.90%	1年以内

3.成長発展期の保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
政策推進資金 (DXデジタル推進枠)	デジタル技術を有効に活用するなど、DXに取り組み、経営課題の解決や生産性の向上を目指す方	3,000万円	1.50% 以内	0.45~1.20%	10年以内 (2年)
プロパー協調融資保証 (アシストライン)	信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方	2億8,000万円	金融機関 所定	0.35~1.90%	15年以内
事業性評価保証 (リレーション)	金融機関による事業性評価が行われていて、信用保証付借入と信用保証を付さない借入(金融機関プロパー)をすることで借入枠の拡大を図りたい方			0.35~1.80%	
政策推進資金保証 (がんばる企業応援枠)	保証協会付融資と金融機関プロパー融資を受け、策定した事業計画を実行することでコロナ禍からの脱却を図る方	4,000万円	1.50% 以内	0.45~1.15%	10年以内 (2年)

4.自然災害や社会的・経済的環境の変化による経営安定のための保証制度

保証の名称	対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件1~4,6号 ☆責任共有制度対象外	取引先の倒産や災害等その他突発的な事由等の理由により、市町村長の証明を受けた方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.90%	運転 10年以内 (1年) 設備 15年以内 (1年)
経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 認定要件5,7,8号				0.80%	

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
伴走支援型特別保証		新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業継続または経営の安定に支障が生じており、経営行動計画を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方	1億円	金融機関所定	0.20% 一般保証 0.20~1.15%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (ポストコロナ新規枠) (伴走支援型特別保証制度対応)		新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業継続または経営の安定に支障が生じており、経営行動計画を作成し、金融機関による継続的な伴走支援を受けられる方で、滋賀県が定める要件を満たす方		1.00%		10年以内 (5年)
セーフティネット資金 (ポストコロナ借換枠) (伴走支援型特別保証制度対応)				1.50% 以内		
短期事業 資金保証	原油価格・ 物価高騰 対応枠	原則、直近2期平均の経常利益が1,000万円以下の方であって、原油価格や原材料価格の上昇による影響を直接または間接に受けている方	1,000万円	2.20% 以内	0.225~0.95%	1年以内

5.経営改善・再生支援に関する保証制度

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
事業再生計画実施関連保証 (感染症対応型)		新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、債権者間の合意が取れている経営改善計画をもとに事業の再生に取り組む方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.20%	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内 (5年)
政策推進資金保証 (再生支援枠)		【一般保証】 中小企業活性化協議会等の支援により経営改善計画を策定し、滋賀県が定める要件を満たす方	1億円		0.37~1.82%	10年以内 特に認める場合 15年以内(5年)
		【借換・改善サポート(感染)】 新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化する中、事業再生計画の策定支援機関等の指導を受けて作成した計画に従って事業再生を行う借換融資が必要な方			0.20%	

6.事業承継に関する保証制度

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間
事業承継特別保証 ♡財務要件あり ♡連帯保証人不要		一定の財務要件を満たし、事業承継時における資金調達をお考えの中小企業者の方	2億8,000万円 組合等 4億8,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 一定の要件を 満たす場合 0.20~0.45%	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
経営承継借換関連保証 ♡財務要件あり ♡連帯保証人不要		経営者が経営者保証を提供していることによって事業活動の継続に支障が生じているとして経済産業大臣の認定を受けた事業承継を予定する中小企業者の方	2億8,000万円			
政策推進資金保証 (事業承継枠)		安定的な経営権の確保により滋賀県内で事業継続を図る方で滋賀県の定める要件を満たす方	1億円		1.00%	
事業承継サポート保証		持株会社を活用した事業承継対策をご検討されている方	2億8,000万円	金融機関 所定	1.15%	15年以内

7.本業を通じたSDGs達成のための保証制度

保証の名称		対象者	保証限度額	融資利率	保証料率	保証期間(据置)
SDGsトライアル保証		本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	1,000万円	金融機関 所定	0.45~1.90% 継続時 (目標達成の場合) 0.25~1.70%	初年度~3年目 短期12ヶ月以内 2年目以降 長期7年以内
SDGsステップアップ保証		SDGsに賛同し、すでにその目標に向けた取り組みを始めており、本業を通じた持続可能性社会実現のために必要とする事業性資金をお求めの方	3,000万円		0.25~1.70%	運転 10年以内 設備 15年以内 (5年)
政策推進資金保証 (CO ₂ ネットゼロ推進枠)		県が行う「しがCO ₂ ネットゼロ」ムーブメントの取り組みに賛同するとともに、一定の条件を満たす方	1,000万円 (蓄電池は 8,000万円)		1.00%	0.00~1.40%
政策推進資金保証 (SDGs推進企業応援枠)		SDGsの理念に賛同するとともに、別に定める社会的課題の解決に資する産業分野の事業を営んでいる中小企業者の方	1億円	1.25%	0.45~1.90%	運転 5年以内 設備 10年以内

責任共有制度のしくみ

信用保証協会の保証付融資について、信用保証協会と金融機関が適切に責任共有を図ることにより、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的として導入されました。

責任共有制度の概要

責任共有制度は、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関がいずれかを選択して採用することとなっています。

いずれの方式であっても、金融機関の負担割合は20%になります。

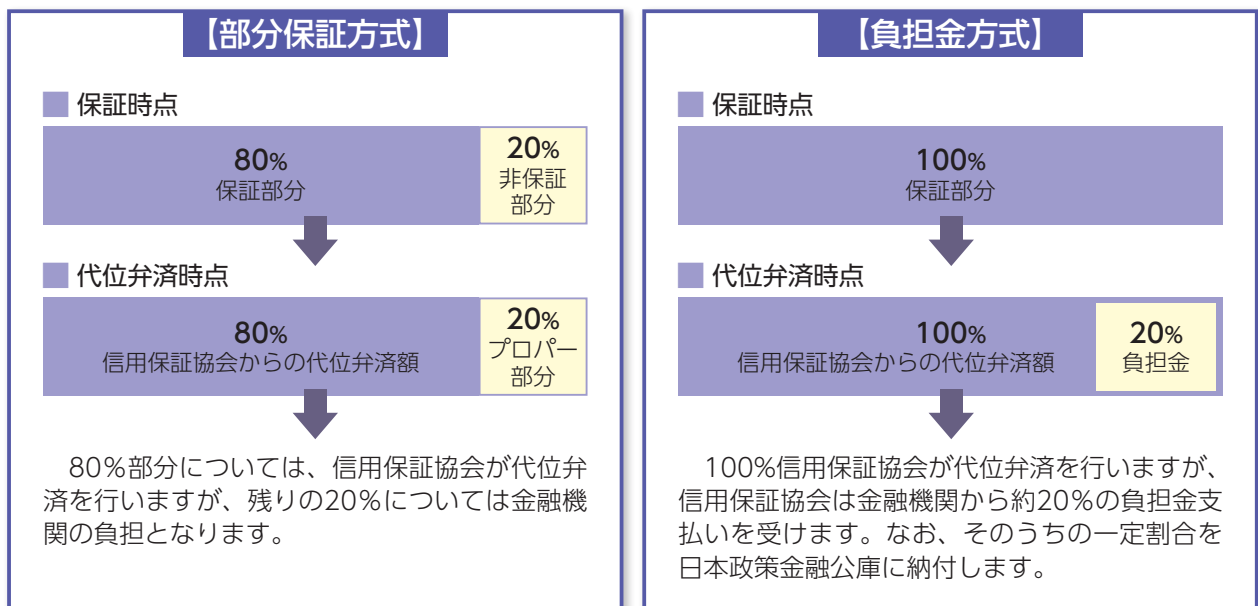
【部分保証方式】

貸付金額の80%（一部の保証を除く）を信用保証協会が保証します。

【負担金方式】

保証時点では100%保証となりますが、代位弁済状況に応じて、金融機関は事後的に信用保証協会に対し負担金を支払うことによって部分保証と同等の負担を負うこととなっています。

(注) 部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。



責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に対象外となる保証制度があります。具体的には、次のとおりです。

【責任共有対象外の主な保証制度】

- ・小口零細企業保証
- ・特別小口保険にかかる保証
- ・経営安定関連保証 (セーフティネット保証1~4, 6号)
- ・危機関連保証
- ・災害関係保証
- ・創業関連保証 (再挑戦支援保証含む)
- ・事業再生保証
- ・求償権消滅保証
- ・破綻金融機関等関連特別保証 (中堅企業特別保証)

■ コンプライアンス

コンプライアンス態勢

滋賀県信用保証協会は社会的使命と公共性に鑑み、コンプライアンス(法令遵守等)の徹底を図り、将来にわたって協会業務のより一層の信頼確保に努めます。

基本姿勢

(1) 真に必要とされる信用保証の推進

中小企業基本法の基本理念のもと、事業の維持創造発展に努める中小企業者に対して真に必要とされる信用保証を通じ、金融の円滑化に努め、地域の産業振興と経済の発展に寄与します。

(2) 透明かつ効率的業務運営の確保

わが国の経済活動を常に見極め、さらに金融情勢を分析し、経営内容を可能な限り開示する姿勢で協会の秩序ある活動を維持し、透明かつ効率的な業務運営に努めます。

(3) 法令の遵守

執務指針として定める「公平・懇切・正確・迅速」を旨とし、信用保証協会法をはじめ各種関係法令を役職員一人ひとりが厳格に遵守することを自覚し、事業の健全運営に努めます。

(4) 反社会的勢力との対決

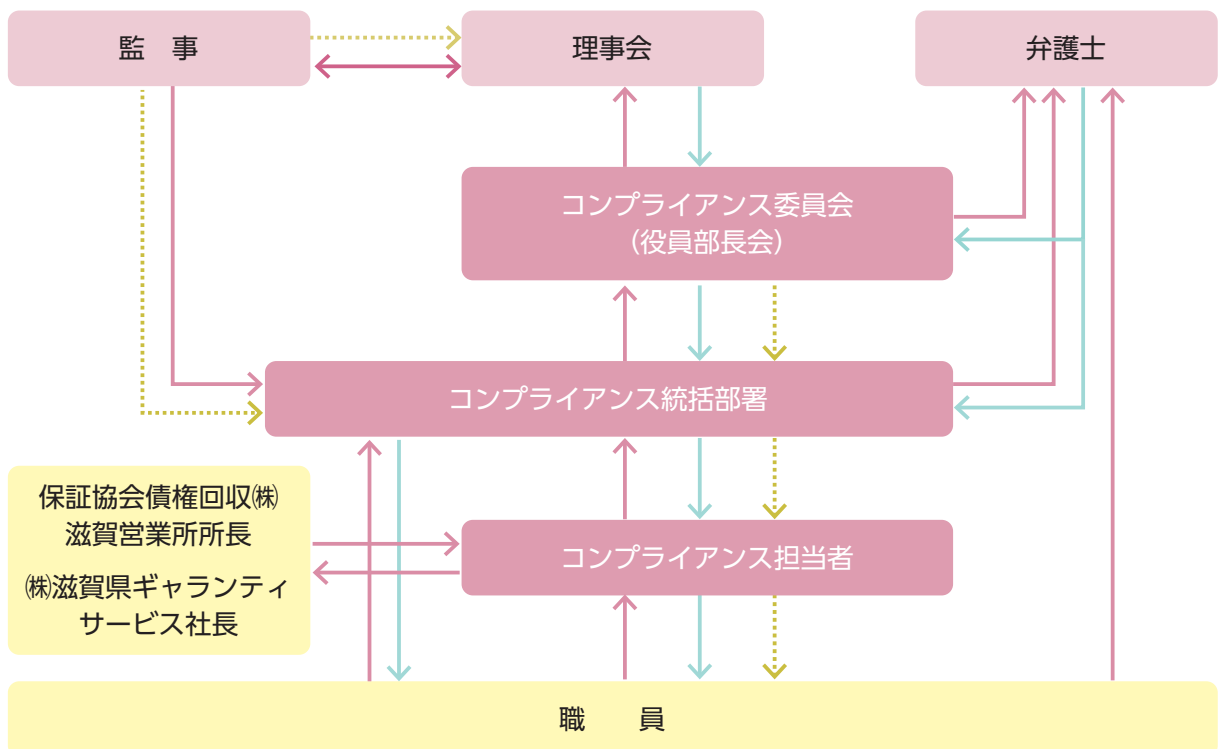
社会的に批判を受ける反社会的勢力に対しては断固として排除します。

(5) 地域社会への貢献

社会規範のもと、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図

(令和5年4月1日現在)



- 報告・連絡・相談
- 指示
- 調査・チェック

コンプライアンスに違反する行為を未然に防止し、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、コンプライアンス委員会、統括部署、およびコンプライアンス担当者を設置しています。

なお、外部に報告相談窓口として弁護士窓口を設けています。

個人情報保護宣言

滋賀県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は、当協会窓口へ備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参(または郵送)ください。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6) (7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの担当窓口は以下のとおりです。

住 所 : 〒520-0806 大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階
電話番号 : (代表)077-511-1300

担当窓口

部署名		直通電話番号	FAX	業務担当区分
保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援・事業承継支援
	保証第2課	077-511-1322		
	創業支援室	077-511-1320		創業申込審査・創業支援・創業相談
	経営相談 チー ム	077-511-1321		経営相談・経営支援・事業承継支援
	事務統括課	077-511-1325		保証・契約・担保等事務管理
経営支援部		077-511-1323		経営支援・再生支援・事業承継支援
管理部	管 理 課	077-511-1330		求償債権管理・回収
	調 整 課	077-511-1340		延滞債務管理・代位弁済
総務企画部	総 務 課	077-511-1300	077-521-2189	人事・庶務・経理
	企 画 デジタル課	077-511-1310		保証業務企画・推進・広報・デジタル化推進等諸計画進行管理
	システム課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理・デジタル技術の情報収集活用等

反社会的勢力
とは、取引
いたしません。



信用保証委託契約書に
反社会的勢力の排除条項を
盛り込んでいます。

信用保証協会
警察庁

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。

当協会は、 反社会的勢力等とは 取引いたしません。

反社会的勢力等の排除

反社会的勢力等排除の取り組みとしまして、リーフレットやポスターを作成し、中小企業・小規模事業者および関係機関の皆さまに対して周知徹底を図っています。

また、反社会的勢力等に関する内部研修を行い、反社会的勢力等への適切な対応等について知識を深めています。

今後も反社会的勢力等排除に向けて、全役職員一丸となり取り組んでまいります。

反社会的勢力等の排除

- ①暴力団
- ②暴力団員
- ③暴力団準構成員
- ④暴力団関係企業
- ⑤総会屋等
- ⑥社会運動等標ぼうゴロ
- ⑦特殊知能暴力集団等
- ⑧暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- ⑨暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- ⑪自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- ⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ⑭協会との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき
- ⑮風説を流布し、偽計を用い又は威力を用い協会の信用を毀損し、又は協会の業務を妨害したとき
- ⑯保証申込のあった先、保証利用先、求償権先以外の第三者が⑭、⑮のいずれかの行為を行ったとき

■ 組織体制

役員名簿

(令和5年4月1日現在)

役職名	氏名	備考
理事長	西嶋 栄治	常勤
専務理事	小田 信一	常勤
常務理事	北川 正義	常勤
理事	中堀 孝彦	常勤
理事	青木 和夫	滋賀県信用組合協会会長
理事	東 勝	滋賀県総務部長
理事	石井 太	滋賀経済産業協会会長
理事	伊藤 定勉	滋賀県町村会会長
理事	岩永 裕貴	滋賀県市長会
理事	大崎 裕士	滋賀県商工会議所連合会理事
理事	菅 哲哉	関西みらい銀行取締役会長
理事	北村 嘉英	滋賀県中小企業団体中央会会長
理事	上西 保	滋賀県商工会連合会会長
理事	大道 良夫	滋賀銀行相談役
理事	田邊 功	滋賀県信用金庫協会会長
理事	千代 博	滋賀県産業支援プラザ副理事長
理事	林 毅	滋賀県商工観光労働部長
理事	藤居耕次郎	商工組合中央金庫大津支店長兼彦根支店長
監事	上田 勝彦	常勤
監事	中 睦	弁護士
監事	藤 崇之	公認会計士

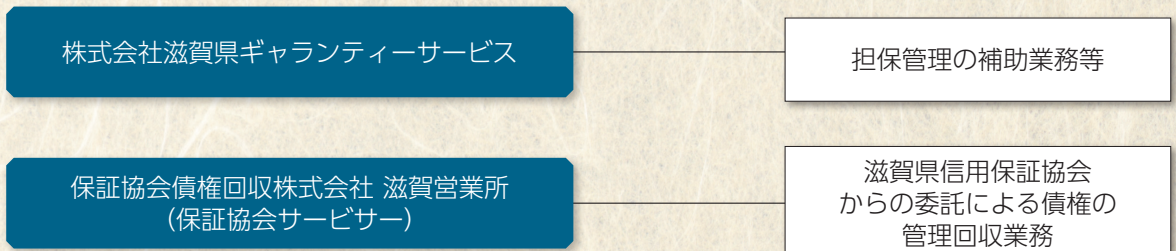
組織機構図

(令和5年4月1日現在)



組織体制

● 関連会社



事務所のご案内

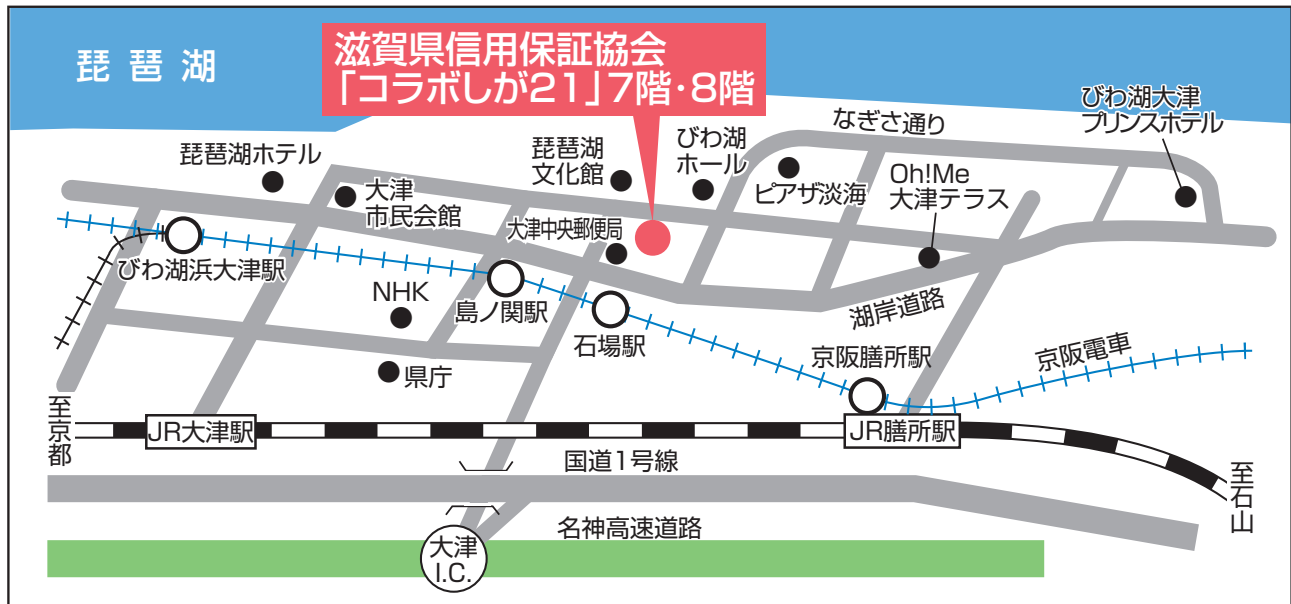
◆ 担当窓口一覧

部署名		直通電話番号	F A X	業務担当区分	
7階	保証部	保証第1課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・ 金融相談・創業支援・事業承継支援
		保証第2課	077-511-1322		創業申込審査・創業支援・創業相談
		創業支援室	077-511-1320		経営相談・経営支援・事業承継支援
		経営相談チーム	077-511-1321		保証・契約・担保等事務管理
		事務統括課	077-511-1325		経営支援・再生支援・事業承継支援
	経営支援部	077-511-1323	求償債権管理・回収		
	管理部	管理課	077-511-1330	延滞債務管理・代位弁済	
調整課		077-511-1340			
8階	総務企画部	総務課	077-511-1300	077-521-2189	人事・庶務・経理
		企画デジタル課	077-511-1310		保証業務企画・推進・広報・ デジタル化推進等諸計画進行管理
		システム課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理・ デジタル技術の情報収集活用等

◆ アクセス

〒520-0806

大津市打出浜2番1号「コラボしが21」7階・8階



JR琵琶湖線	大津駅より徒歩	約 20分
	膳所駅より徒歩	約 15分
	膳所駅より京阪電車のりかえ石場駅より徒歩	約 4分
京阪バス	京阪バス「商工会議所前」下車	約 2分

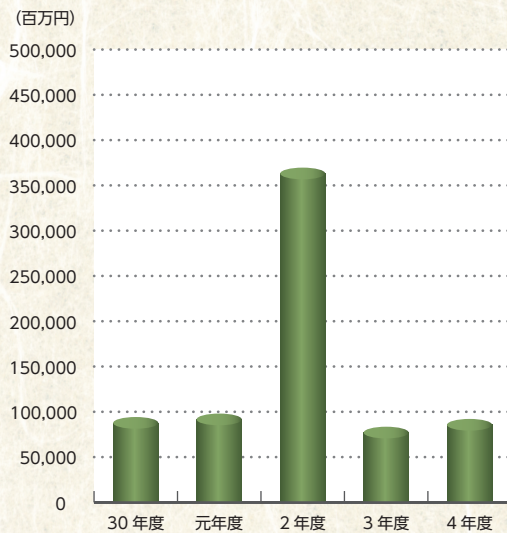
令和4年度業務実績

主要数値の推移

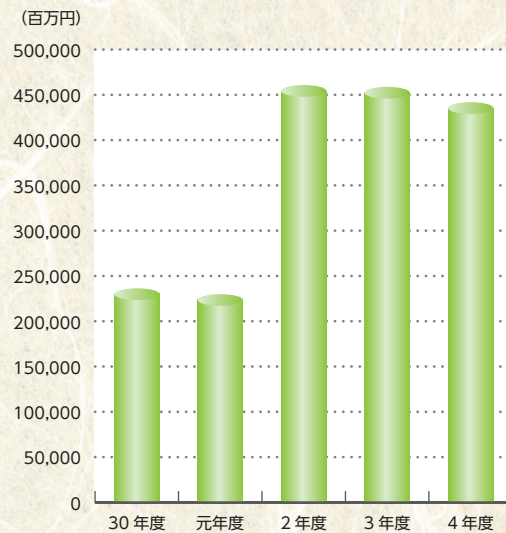
(単位:百万円・%)

項目	令和4年度実績	令和3年度実績	前年度比
保証承諾	85,682	76,853	111.5
保証債務残高	435,300	452,305	96.2
代位弁済	3,444	2,403	143.3
求償債権回収額	802	861	93.1

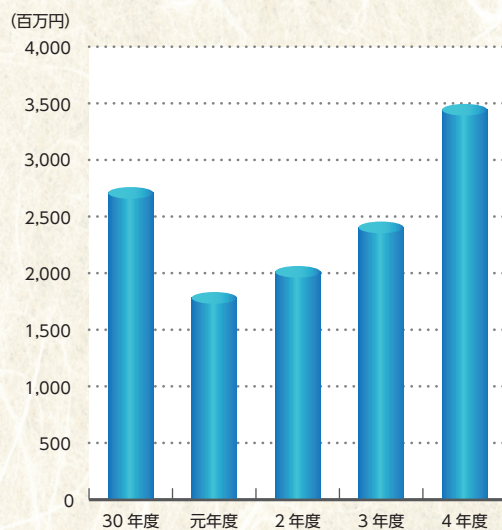
保証承諾



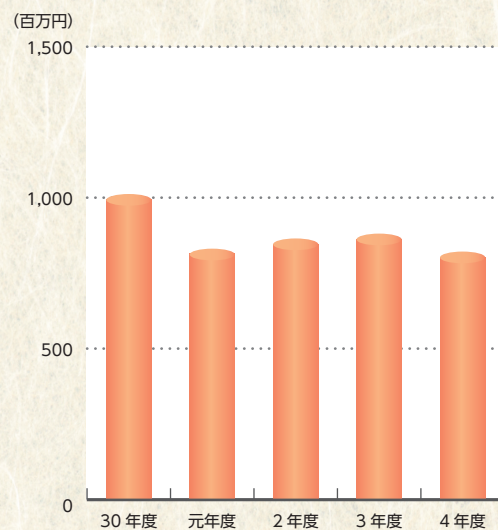
保証債務残高



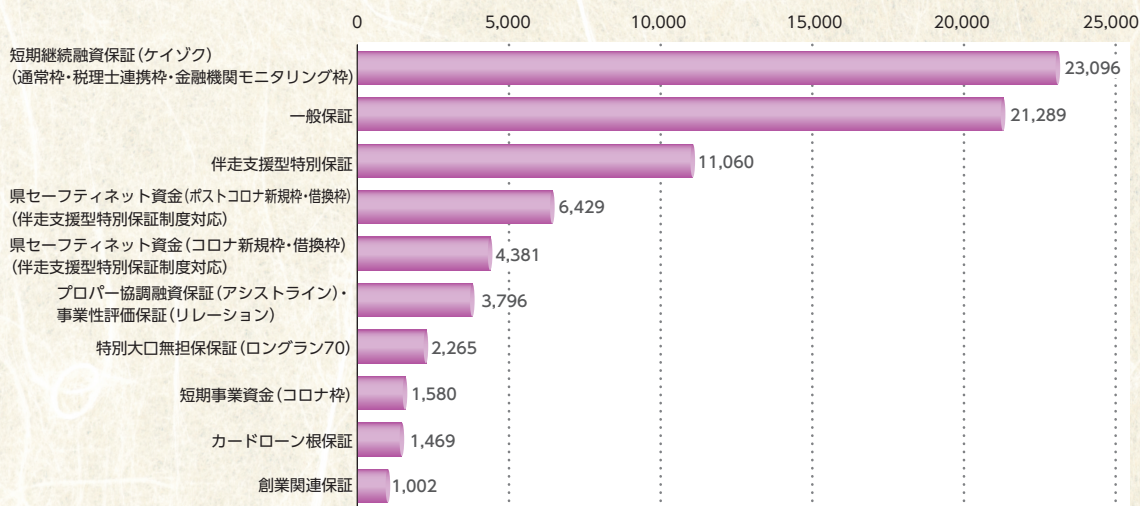
代位弁済



求償債権回収額



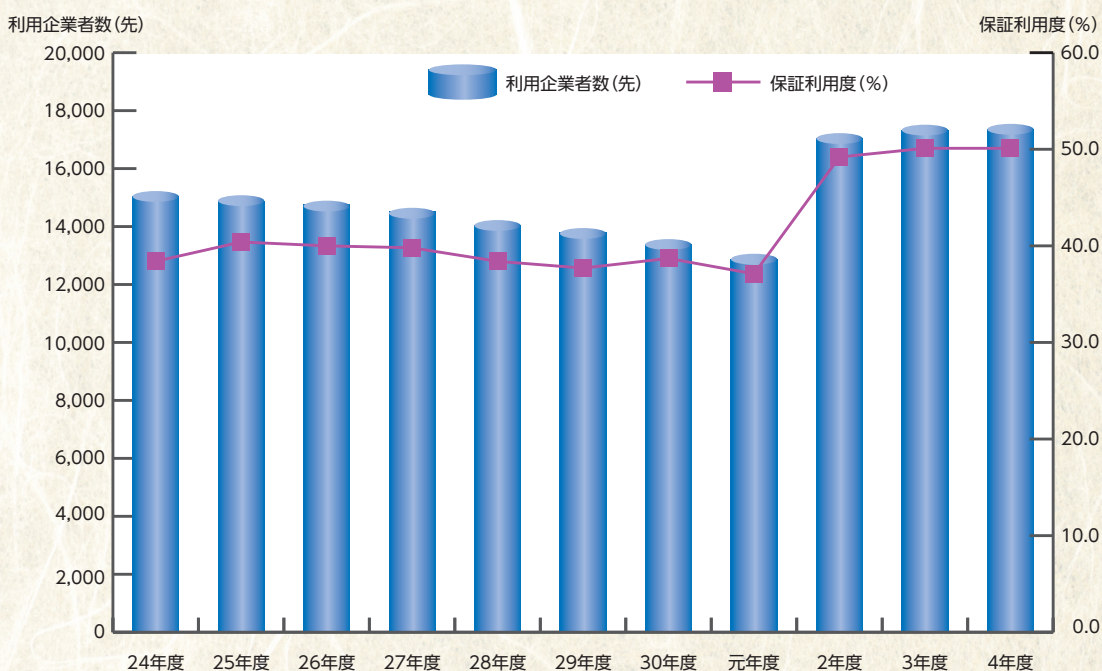
令和4年度 制度別保証承諾額(上位10制度)



県内保証利用企業者数の推移

(単位：先・%)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
利用企業者数	15,041	14,879	14,745	14,524	14,028	13,779	13,385	12,855	17,038	17,325	17,345
保証利用度	38.4	40.4	40.0	39.8	38.4	37.7	38.7	37.1	49.2	50.1	50.1



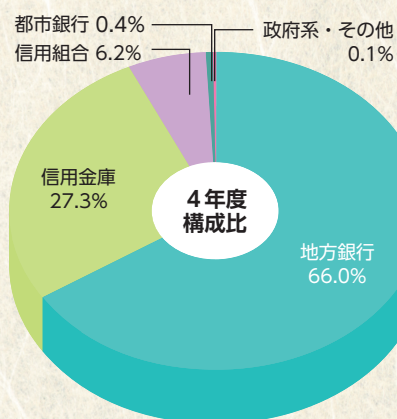
* 保証利用度は県内中小企業者数を分母としています。

金融機関群別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

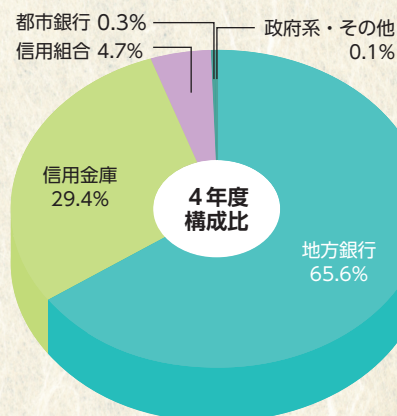
金融機関群別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地方銀行	46,532	64,174	230,559	50,663	56,582
第二地方銀行	17,053	0	0	0	0
信用金庫	19,723	21,922	116,243	20,395	23,392
信用組合	3,634	5,042	16,107	5,436	5,299
都市銀行	477	394	520	215	338
政府系・その他	214	72	80	144	71
合計	87,632	91,604	363,509	76,853	85,682



保証債務残高

(単位：百万円)

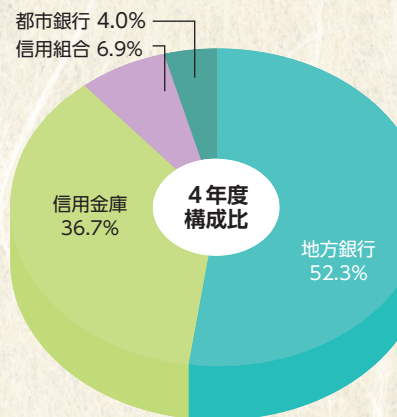
金融機関群別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地方銀行	117,902	159,751	299,586	295,373	285,363
第二地方銀行	49,618	0	0	0	0
信用金庫	51,360	51,950	132,360	133,872	127,829
信用組合	8,503	9,436	19,536	20,863	20,269
都市銀行	1,943	1,677	1,635	1,540	1,239
政府系・その他	1,239	919	714	658	601
合計	230,565	223,733	453,830	452,305	435,300



代位弁済

(単位：百万円)

金融機関群別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地方銀行	877	1,292	1,479	1,321	1,803
第二地方銀行	866	0	0	0	0
信用金庫	814	394	521	864	1,265
信用組合	158	98	15	218	238
都市銀行	0	0	1	0	138
政府系・その他	0	0	0	0	0
合計	2,716	1,784	2,017	2,403	3,444



*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

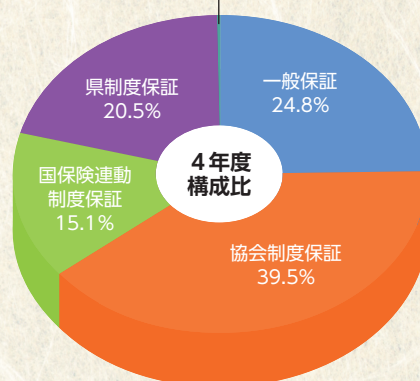
制度別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

制度別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
一般保証	37,925	36,098	9,622	16,424	21,289
協会制度保証	36,797	42,971	27,174	30,475	33,802
国保険連動制度保証	4,793	4,533	6,207	4,779	12,927
県制度保証	7,984	7,879	320,341	25,052	17,522
市町制度保証	134	123	165	124	142
合計	87,632	91,604	363,509	76,853	85,682

市町制度保証 0.2%

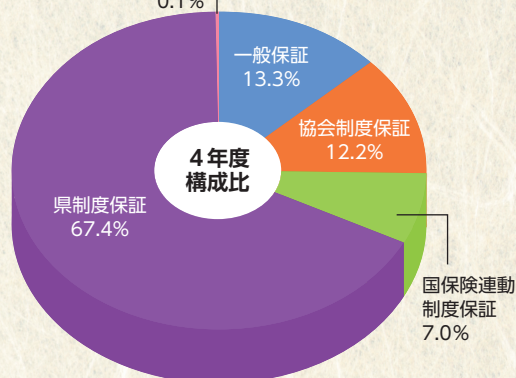


保証債務残高

(単位：百万円)

制度別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
一般保証	88,258	88,664	65,898	59,290	57,752
協会制度保証	59,018	64,587	54,706	51,712	53,224
国保険連動制度保証	32,171	28,657	26,876	24,845	30,576
県制度保証	50,831	41,501	305,999	316,088	293,348
市町制度保証	287	324	351	371	400
合計	230,565	223,733	453,830	452,305	435,300

市町制度保証 0.1%

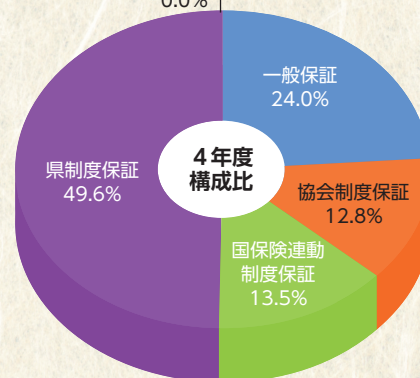


代位弁済

(単位：百万円)

制度別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
一般保証	925	605	723	705	827
協会制度保証	199	238	194	208	441
国保険連動制度保証	719	506	566	465	467
県制度保証	860	435	533	1,021	1,709
市町制度保証	13	0	1	4	1
合計	2,716	1,784	2,017	2,403	3,444

市町制度保証 0.0%



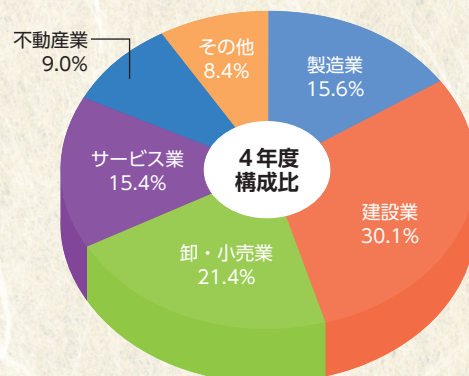
*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

業種別保証状況

保証承諾

(単位：百万円)

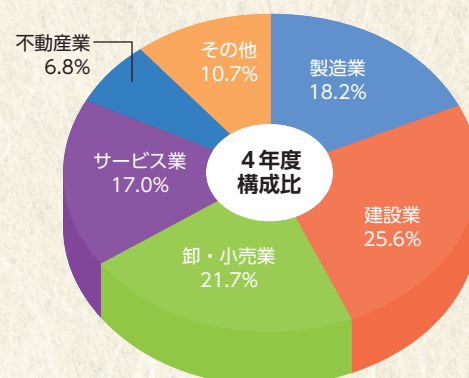
業種別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
製造業	14,376	15,628	64,235	11,784	13,345
建設業	25,327	27,072	98,050	21,889	25,830
卸・小売業	17,656	19,728	79,426	16,152	18,368
サービス業	12,728	12,935	61,553	12,548	13,199
不動産業	8,323	8,384	23,262	7,646	7,722
その他	9,223	7,857	36,983	6,834	7,218
合計	87,632	91,604	363,509	76,853	85,682



保証債務残高

(単位：百万円)

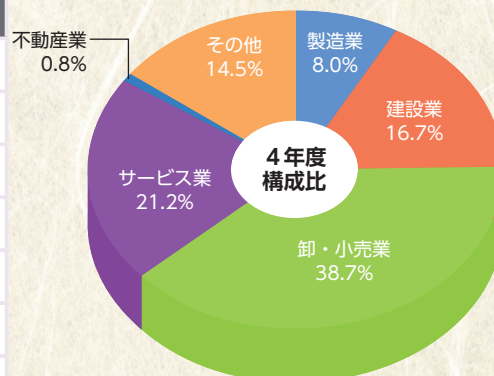
業種別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
製造業	45,274	42,959	84,115	83,071	79,209
建設業	58,221	56,360	115,726	115,043	111,566
卸・小売業	50,336	48,623	98,627	98,408	94,518
サービス業	33,121	32,106	74,722	76,103	73,802
不動産業	15,337	16,618	31,009	30,819	29,661
その他	28,276	27,066	49,631	48,862	46,544
合計	230,565	223,733	453,830	452,305	435,300



代位弁済

(単位：百万円)

業種別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
製造業	526	371	238	306	277
建設業	643	389	499	515	575
卸・小売業	898	519	556	735	1,334
サービス業	340	243	299	279	732
不動産業	3	14	56	163	27
その他	305	248	368	406	500
合計	2,716	1,784	2,017	2,403	3,444



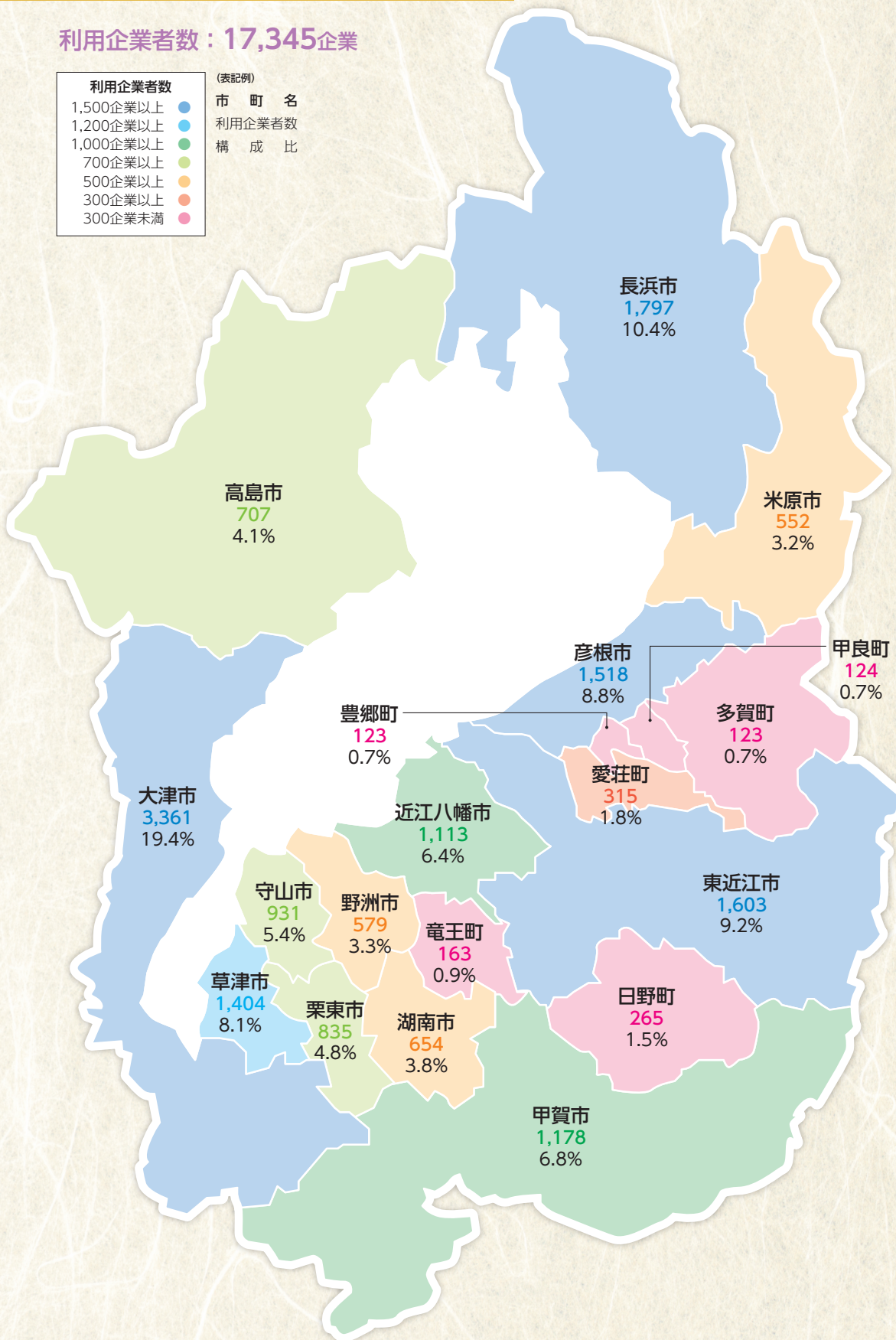
*各表の金額および各構成比は、欄外に記載した単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

市町別保証利用企業者数 (令和4年度)

利用企業者数：17,345企業

利用企業者数	
1,500企業以上	●
1,200企業以上	●
1,000企業以上	●
700企業以上	●
500企業以上	●
300企業以上	●
300企業未満	●

(表記例)
市 町 名
利用企業者数
構 成 比



収支計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

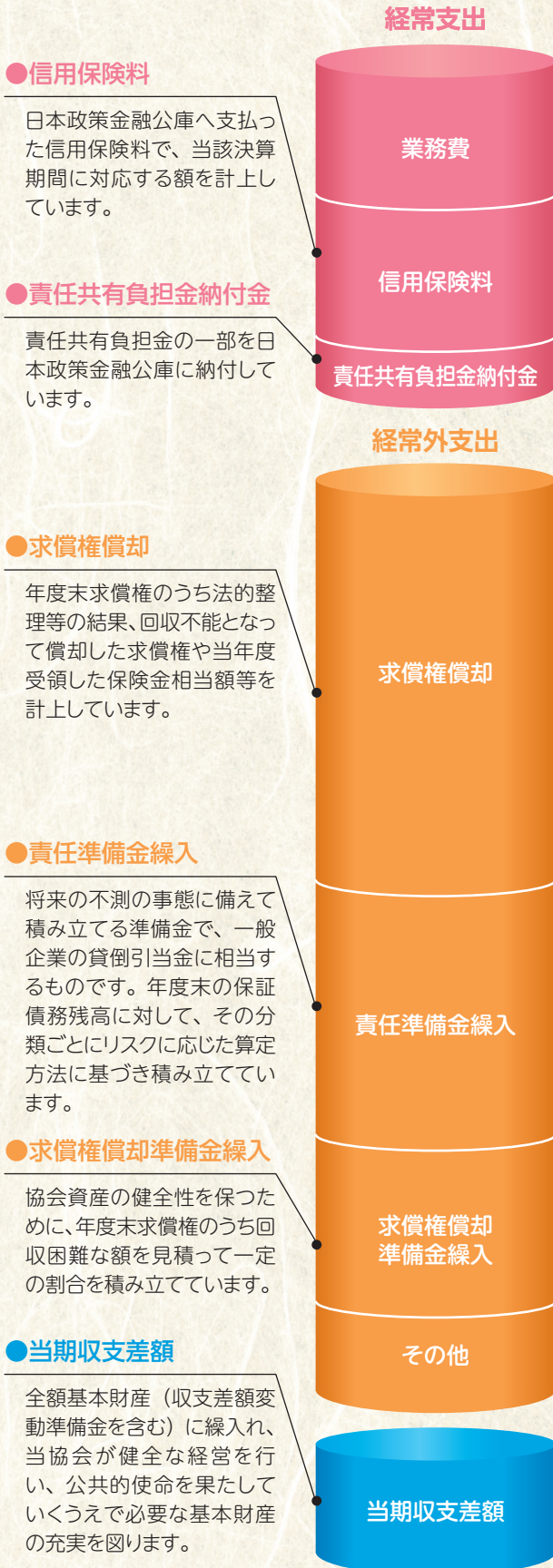
(単位:千円)

支出の部		収入の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
経 常 支 出	2,947,144	経 常 収 入	4,865,463
業 務 費	1,018,734	保 証 料	4,304,228
借 入 金 利 息	0	預 け 金 利 息	10,191
信 用 保 険 料	1,928,411	有 価 証 券 利 息 配 当 金	347,322
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0	調 査 料	0
雑 支 出	0	延 滞 保 証 料	0
		損 害 金	16,713
		事 務 補 助 金	10,012
		責 任 共 有 負 担 金	164,151
		雑 収 入	12,846
経 常 収 支 差 額	1,918,318		
経 常 外 支 出	6,077,960	経 常 外 収 入	5,840,958
求 償 権 償 却	3,074,509	償 却 求 償 権 回 収 金	80,048
譲 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	2,827,008
雑 勘 定 償 却	11,841	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	220,120
有 価 証 券 評 価 損	0	求 償 権 補 填 金 戻 入	2,713,781
有 価 証 券 売 却 損	0	保 険 金	2,558,563
退 職 金	1,802	損 失 補 償 補 填 金	155,218
責 任 準 備 金 繰 入	2,755,936	有 価 証 券 評 価 益	0
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	232,588	有 価 証 券 売 却 益	0
そ の 他 支 出	1,284	補 助 金	0
		そ の 他 収 入	0
経 常 外 収 支 差 額	-237,002		
		制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
		収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,681,316		
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	840,000		
基 本 財 産 繰 入 額	841,316		

※金額は単位未満を四捨五入していますので、合計と一致しないことがあります。

収支計算書の用語解説

支出



収入



貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

借方		金額	貸方		金額
科目			科目		
現	金	396	基本財産		27,248,149
現	金	396	基金		7,275,230
小	切手	0	基金準備金		19,972,919
預	け	18,588,937	制度改革促進基金		0
当	座預金	0	収支差額変動準備金		11,937,509
普	通預金	3,874,653	その他有価証券評価差額金		0
通	知預金	0	責任準備金		2,755,936
定	期預金	14,700,000	求償権償却準備金		232,588
郵	便貯金	14,284	退職給与引当金		620,789
金	銭信託	0	損失補償金		1,303,758
有	価証券	35,746,016	保証債務		435,300,217
	債	0	求償権補填金		0
国	債	0	保険		0
地	方債	8,984,516	損失補償補填金		0
社	債	26,749,499	借入		0
株	式	12,000	長期借入金		0
受	益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)		0
新	株予約権	0	短期借入金		0
フ	ァﾝﾄﾞ出資	0	(うち日本政策金融公庫分)		0
譲	渡性預金	0	収支差額変動準備金造成資金		0
そ	の他	0	雑勘定		13,954,715
動	産・不	動産	仮受金		12,715
		535,564	保険納付金		121,202
事	業用不	動産	損失補償納付金		24,918
		433,987	未経過保証料		13,776,064
事	業用	動産	未払保険料		1,451
		101,577	未払費用		18,365
所	有動	産・不	有価証券未払金		0
		0			
建	設	仮	勘定		
		0			
損	失補	償金見返			
		1,303,758			
保	証	債務見返			
		435,300,217			
求	償	権			
		981,952			
譲	受	債			
		0			
雑	勘	定			
		896,820			
仮	払	金			
		7,575			
保	証	金			
		119			
厚	生	基金			
		11,102			
連	合	会			
		勘定			
		1,813			
未	収	利息			
		63,210			
有	価	証券未			
		収入金			
		0			
未	経	過			
		保険料			
		813,002			
合	計	493,353,660	合	計	493,353,660

(注)業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が108,662,158円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

財産目録

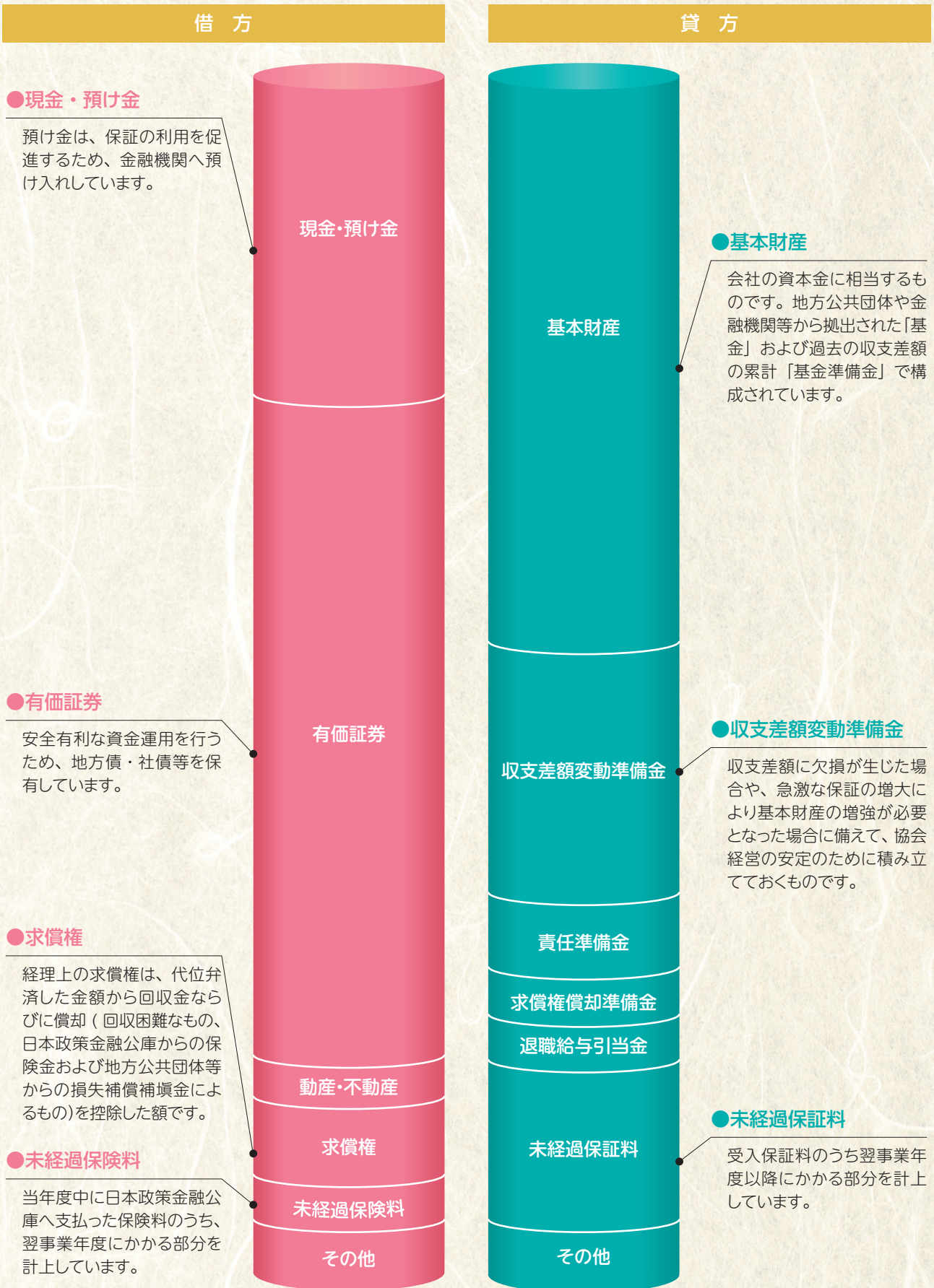
(令和5年3月31日現在)

(単位:千円)

資		産	金額	負		債	金額
科目				科目			
現	金		396	その他有価証券評価差額金			0
預	け		18,588,937	責任準備金			2,755,936
金	銭	信託	0	求償権償却準備金			232,588
有	価	証券	35,746,016	退職給与引当金			620,789
動	産・不	動産	535,564	損失補償金			1,303,758
損	失補	償金見返	1,303,758	保証債務			435,300,217
保	証	債務見返	435,300,217	求償権補填金			0
求	償	権	981,952	借入			0
譲	受	債	0	雑勘定			13,954,715
雑	勘	定	896,820				
合	計		493,353,660	合	計		454,168,003
				正	味	財	産
							39,185,657

※各表の金額は単位未満を四捨五入しておりますので、合計と一致しないことがあります。

貸借対照表の用語解説



※保証債務見返(借方)と保証債務(貸方)、損失補償金見返(借方)と損失補償金(貸方)は同額のため、この表からは除いてあります。



きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会



《編集・発行》滋賀県信用保証協会 総務企画部 企画デジタル課
 皆さまのご意見、ご感想をお待ちしております。



- 用紙：責任ある木質資源や再生資源を使用したFSC®認証用紙
- インキ：環境配慮型インキ(植物油インキ or ノンVOCインキ)
- 印刷：有害な廃液を排出しない水なし印刷

表紙Photo提供：(公社)びわこビジターズビューロー